

令和2年白老町議会定例会9月会議会議録（第3号）

令和2年9月11日（金曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時13分

○議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第 5号 令和元年度白老町財政の健全化判断比率について

第 4 報告第 6号 令和元年度白老町公営企業の資金不足比率について

第 5 認定第 1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

（1）令和元年度白老町一般会計歳入歳出決算

（2）令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

（3）令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

（4）令和元年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

（5）令和元年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算

（6）令和元年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

（7）令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算

（8）令和元年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第 2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

○会議に付した事件

一般質問

報告第 5号 令和元年度白老町財政の健全化判断比率について

報告第 6号 令和元年度白老町公営企業の資金不足比率について

認定第 1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

（1）令和元年度白老町一般会計歳入歳出決算

（2）令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

（3）令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

- (4) 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和元年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第 3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第 2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第 3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第 4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

○出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-------------|
| 1番 久保一美君 | 2番 広地紀彰君 |
| 3番 佐藤雄大君 | 4番 貳又聖規君 |
| 5番 西田祐子君 | 6番 前田博之君 |
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | 10番 小西秀延君 |
| 11番 及川保君 | 12番 長谷川かおり君 |
| 13番 氏家裕治君 | 14番 松田謙吾君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|----------|----------|
| 7番 森哲也君 | 8番 大淵紀夫君 |
| 9番 吉谷一孝君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 戸田安彦君 |
| 副町長 | 古俣博之君 |
| 副町長 | 竹田敏雄君 |
| 教育長 | 安藤尚志君 |
| 総務課長 | 高尾利弘君 |
| 財政課長 | 大黒克巳君 |
| 企画課長 | 工藤智寿君 |
| 経済振興課長 | 富川英孝君 |
| 農林水産課長 | 三上裕志君 |

生活環境課長	本間 力 君
町民課長	岩本 寿彦 君
税務課長	大塩 英男 君
上下水道課長	本間 弘樹 君
建設課長	下河 勇生 君
健康福祉課長	久保 雅計 君
子育て支援課長	渡邊 博子 君
高齢者介護課長	山本 康正 君
学校教育課長	鈴木 徳子 君
生涯学習課長	池田 誠 君
消 防 長	笠原 勝司 君
病院事務長	村上 弘光 君
代表監査委員	菅原 道幸 君
アイヌ総合政策課長	笹山 学 君
建設課参事	舛田 紀和 君
危機管理室長	藤澤 文一 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋 裕明 君
主 査	小野寺 修男 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） ただいまから昨日に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、9番、吉谷一孝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（松田謙吾君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を続行いたします。
通告順に従って発言を許可します。

◇ 大 淵 紀 夫 君

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員、登壇を願います。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、日本共産党、大淵紀夫です。私は、町長に2点質問をいたします。

1項目め、白老町独自のアイヌ政策の確立についてであります。以前からこの視点での質問をしてまいりましたが、その上に立って5点伺います。

（1）、これまでのまちの取組の総括と評価は。

（2）、アイヌ新法や先住民族の権利宣言に対するまちの考え方は。

（3）、白老町及び胆振地方のアイヌ文化（儀式・地名・場所・アイヌ語等々）の継承は。

（4）、アイヌ政策推進交付金事業における次年度の見通し、旧社台小学校と生活館の方向と考え方は。

（5）、アイヌ文化のまち宣言及びアイヌ文化の日の町独自の制定について町の考えについてお尋ねをいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老町独自のアイヌ政策の確立についてのご質問であります。

1項目めのこれまでの町の取組の総括と評価についてであります。アイヌの人たちは、白老町はもとより我が国の先住民族としてその歴史の基礎を築いてきたという認識の下、本町では古くからアイヌ文化の振興の取組を行ってきたところでもあります。平成14年度には、白老町アイヌ文化振興基本方針を策定、19年度にはアイヌ民族の尊厳と自立を回復するとともに、アイヌ民族の歴史と文化を次の世代に引き継ぐため、白老町アイヌ施策基本方針を策定し、旧アイ

ヌ民族博物館への支援やイオル再生事業などに取り組むことによって、町民にアイヌ文化の理解促進を図るとともに、アイヌ文化の保存・伝承に努めてきたところであり、道内の他地域に先駆けてアイヌ施策を積極的に推進してきたと認識しているところです。

2項目めのアイヌ新法や先住民族の権利宣言に対する町の考え方についてであります。先住民族の権利に関する国際連合宣言は、政治・経済・社会・文化など広範な分野にわたって、先住民族及びその個人の権利について規定されており、国ではこの宣言を受け、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律いわゆるアイヌ施策推進法を制定したところであり、初めてアイヌの人々を先住民族と認めた法律として評価しております。

3項目めの白老町及び胆振地方のアイヌ文化の継承についてであります。白老町では、昭和40年にポロトコタンが創設されて以降、平成29年度にアイヌ民族博物館が閉館されるまで、地域に根差したアイヌ文化を伝える施設がありましたが、本年7月に開設された民族共生象徴空間通称ウポポイでは、白老に限らず、北海道や樺太などのアイヌ民族の歴史と文化が扱われております。アイヌ文化は地域ごとに特色があることから、各地域での継承が行われると考えられますが、本町といたしましては、一般社団法人白老アイヌ協会や白老民族芸能保存会をはじめとした町内の関係団体と連携して白老独自のアイヌ文化の保存・伝承に取り組んでいく考えであります。

4項目目のアイヌ政策推進交付金事業における次年度の見通し、旧社台小学校と生活館の方向と考え方についてであります。アイヌ施策推進法第10条に基づき策定したアイヌ政策推進地域計画は5か年計画であり、現時点での計画上の見込みであります。次年度は約2億2,000万円の事業を予定しております。旧社台小学校については、ウポポイのバックアップ施設として、引き続き、国に活用いただくよう要望していきます。また、生活館については、施設の老朽化が進んでいることから、これまでの地域交流機能に加え、アイヌ文化の振興に寄与する機能を付加した施設の建設に向け、今後、アイヌ関係団体や地域住民と調整を進めていきたいと考えております。

5項目めのアイヌ文化のまち宣言及びアイヌ文化の日の町独自の制定についての町の考えについてであります。本年度、白老町に開業したウポポイは、これまで、本町がアイヌ民族博物館やアイヌ関係団体と連携し、他地域に先駆けて取り組んできたアイヌ文化の保存・伝承の取組の結果、誘致され、大変重要なものであると認識しております。ウポポイ開業を契機に、アイヌ文化のまち宣言やアイヌ文化の日を制定することも、本町のアイヌ文化の振興に有効な取組みの一つではありますが、過去から取組みを積み重ねてきた、白老町に根差したアイヌ文化の保存・伝承の施策について、今後もしっかりと取組み、さらに発展させていくことが重要であると考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私も同じように、14年、19年にまちが独自で施策基本計画をつくったということに対しては非常に高い評価をしているという姿勢でございます。同時に、中核イオル、そして国立アイヌ民族博物館の建設にそれがつながったと理解もしてお

ります。平成19年9月にこの基本計画が策定され、丸13年たっているわけです。ウポポイが完成した現在、この方針を発展させ、新たな全体を網羅した町独自のアイヌ民族政策を確立すべきと思うが、最初にその基本的な考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 白老町アイヌ施策基本方針につきましては、議員ご指摘のとおり、平成19年の策定から10年以上経過しております。また、昨年、アイヌ施策推進法も制定され、従来より幅広い分野にわたり施策を展開することができるようになったことから、今後関係団体と調整を図りながら、本町独自のアイヌ施策をより具体的に持って展開できるように内容の検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。文化振興基本方針から施策基本方針へ、まちの場合は国の方向を先取りした形の中で文化と同時に教育、産業、生活環境など総合的に進めていると。これは、本当に評価できるし、具体的に一定部分が行われたということも含めて私は評価しています。まちも国も先住民族として認めているわけですから、その視点に立ったアイヌ民族政策を発展させる。それは、北海道にあるまちとして、国立博物館ができたわけですから、まちとしては当然考え、文化の振興推進だけでなく、変容する文化や産業、教育、福祉、生活、特に文化の部分の地元の儀式や言葉、舞踊、地名など独自の文化をきちんと残していけるような政策視点で立案する必要があると考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 白老町のほうでは、これまでアイヌ施策文化方針、それからアイヌ政策基本方針に基づいてアイヌ施策を進めてきたところです。しかし、旧アイヌ民族博物館が合併以降、白老町独自のアイヌ文化は地元においてしっかりと伝えていくものと捉えており、伝統工芸や儀式についても次世代を担う世代に向けて確実に伝承していくことが必要でございますから、白老アイヌ協会や白老モシリ、白老民族芸能保存会などアイヌ関係団体と連携を密にして継承に向けた取組を進めていくことが重要であると考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。アイヌ文化を本当にまちの政策の中に生かすとしたら何を政策化すべきか、それはちょっと今言いましたけれども、もう一つあると思うのです。これはなかなか触れづらい部分なのですけれども、民族の方々の権利、これをどう考えるか。私は、将来的にはこれはもう避けて通れない部分、そう思っています。国連宣言に批准しているほとんどの国は、その方向で動いております。これは事実でございます。国との関係はありますが、まずまちはその研究です。まず研究をすべきではないかと考えますが、権利がどうのこうのじゃなくて、アイヌ民族、複数民族があるという中で民族の権利をどう考えるかという研究をまちはすべきでないかと思うのですけれども、その点の考え方について。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 国連の先住民族の権利につきましては、各国の事情により様々な状況に置かれている先住民に対する指針となるように様々な権利が網羅的に記載されているものです。このため、国においては権利宣言において全ての権利を法律に盛り込むということではなくて、国内の事情を勘案しまして、法律の中ではアイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念ですとか、国や地方公共団体の責務として、教育活動とか広報活動、そういったものを国の責務、地方交付税の責務として盛り込んでいるところでございます。議員がおっしゃいました権利につきましてはですけども、実際現在、どこまで過去と同じような権利、自治権とかそういったものなのか、それとも土地の部分かということにつきましては、今後アイヌの方々の真のニーズ、現代にあった部分の真のニーズを分析、把握いたしまして、そういったものを調査、いろいろ意見をお聞きいたしまして、アイヌの方々が誇りを持ってその尊厳が尊重される社会を実現するように町のほうでも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の答弁で結構なのですが、私が言っているのは、要するにそういう研究をきちんとすべきだと、位置づけをきちんとすべきだということなのです。なぜかというと、主張や内容の具体化だけでなく、考え、アイヌの人々や識者など幅広い層から、その権利の問題をまちとしてもよく聞き、研究すべきではないのかと。それを一部でも政策化し、積み重ねていくことが私は白老のまちにとってはとっても大切なことだ。長いまちの将来に向けてその足がかりを今考えて、ほんの少しでも政策に反映する。そういうまちの姿勢が、研究するということはそれを発展させるということですから、そういうまちの姿勢が必要でないかということをお話ししたいのですけれども、この点。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 権利に伴う研究の部分なのですが、研究をしていくという過程の中で、アイヌの方々とか、そうではない様々な団体の方と議論をしながら研究をしていくと、こういった部分は非常に大事だと思っています。先ほど基本方針について10年以上たっているという部分も含めて、ここの部分については、アイヌ新法もできましたので、ウポポイもできましたので、それを含めた中でそういったものを研究、議論していきたいとは考えています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。今の答弁で結構です。私は、やっぱりそういう姿勢できちんと研究していくというまちの姿勢が確認されれば私はいいのです。アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための法律ができたのです。ところが、これはなかなか答弁が大変だと思うのだけれども、国の法律の中では、アイヌの誇りって何なのか、尊重するってどういうことなのかということは法律では全く定義がされていないのです。書いている言葉だけなのです。なぜこんなことを言うかということ、国連の先住民族宣言に国は署名をしています。

この中には先住権や民族自決権については書いてあるのです。ところが、課長の答弁にもあったように、国はそれを平たく言うと認めていない。認めていないという言い方はおかしいけれども、日本の状況に合わないということでそういう答弁をしていますよね。私は、その見解が本当に正しいのかどうか。そして、根拠は何なのか。国が言っている日本の状況に合わないという根拠は、地方自治体まで徹底されているのでしょうか。その点、例えば主体の問題とか、そういうことで、そういう点では地方自治体までそういうことが徹底されているものなのか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 国連の議決の中で、その際に日本のほうで意見も申し上げているのですけれども、その中については、自決権については、宣言が明らかにしているように先住民族に対して在住している国から分離独立する権利を付与するものではないという、そういう言い方をしている。それから、集団的権利については、宣言に記述された権利は個人が保有するものでありまして、各個人がその権利を有する、同じ権利を持つ他の個人と共に行使することができる、という趣旨であると理解している。ですので、他者の権利を害するものであってはならず、財産権については各国の国内法制による合理的な制約が課されるものである、そう考えているということでございます。具体的にこの部分について国のほうではこう回答しているのですけれども、自治体のほうまで通知として出ているという、そういったものは特にございませんが、こういった趣旨で国としては法律の中に盛り込めるところは盛り込んで、そうでないところはまた今後検討と考えていると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） その答弁でそのとおりでと思うし、そうなのです。今北海道の白老町に我々は住んでいるわけですよ。その土地を全部返せとか、返さないとか、そんなレベルの議論をしようなんて全く思っていないから、そういうレベルではないのです。けれども、先住民族の権利をどう認めるか、それは考え方を含めてなのです。例えば白老町では問題はありませんけれども、遺骨の問題がありますよね。国は、当初先住権の主体たるべき集団はないという見解だったのです。ですから、そのために民法に基づく祭祀継承者、骨の出方がはっきりしているところにしか返しませんよと言っていたのです。これは事実でしょう。しかし、裁判やいろいろな状況の中で現在はどうなっているかというと、主体は認めないと言っているが、名前がなくても受け入れる団体、例えばアイヌ協会やその他の団体が受け入れられれば遺骨は返還するという方針に変わっていったのですよ、これは。例えばアイヌの方々が国有林でいろいろな植物を採取する。それから、現在浦幌町でサケの捕獲の裁判で争われています。それも日本人の漁業権を全部取って全部アイヌの人たちに渡す、そんな議論ではないのです。

ですから、本当に先住権を認めるとしたら、そういう考え方は、実際先ほど変容という言葉を使いましたが、国も変容していったわけですよ。そういう中で、白老町がこういうことをきちんと調査研究して、そしてそこでアイヌの人たちの心をきちんと受け止められるようなまちには私はならなければいけないと思うのだけれども、そういうことでこの権利の問題を

私は質問しているのだけれども、そういう考え方はありますか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） アイヌ民族を含めての先住民の権利の問題というのは、もっと歴史的に見れば、1992年に当時のウタリ協会の理事長であった野村義一さんが国連で演説しましたよね。そのときに理事長が申し上げたのは、国連で演説したときに言ったのは、私たちは自決権をまずは求める。だけれども、自決権については、ただ単に土地を返せだとか、それから今まで虐げられていたものを返せだとか、そういう意味合いではなくて、パートナーシップという言葉も使っていますけれども、そういうことの中で共存、そのときから共生という言葉も使っています。だから、そういう中でアイヌ民族としての自決権、権利の保障をしっかりとしてもらいたいという、その意味合いだと思うのです。

ですから、本町においても、そのことを含めながら、押さえながら全道に先駆けて政策の基本方針もつくり上げて、教育分野でも早くアイヌ民族の歴史と文化の学習をしてきた道筋があります。そういう過程の中で、大渕議員がご指摘された先住民として法的にもきちんと確立した彼らの背負ってきた歴史と、そしてそこで生み出されてきた文化の在り方について、それを町としてもう一度しっかり歴史的に学習を深めて、アイヌ協会だけではなくて、広く町民も含めて在り方について、今後のアイヌ民族の政策についてしっかりと考えていかなければならない今回の一つのウポポイの開設だと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大渕紀夫議員。

〔8番 大渕紀夫君登壇〕

○8番（大渕紀夫君） 理解しました。ぜひそういう姿勢で今後調査研究をし、権利って何なのかということ、副町長が言われたようにアイヌ民族の方々以外の人にもきちんと理解できるような、そういうまちで私はあってほしい。そのための施設だと、私はそう思いますので、その点きっちりやっていってほしいなと思います。

次に、アイヌ政策交付金の関係なのですが、アイヌの文化保存・伝承発展活動推進事業の四百数十万円が今年の会計の中では認められなかったのです。これって聞いているのかどうか分からないけれども、国は何で認めないのですか。一般論で言えば、実施する団体のそれを認めないというのはどうも理解できないのだけれども、もちろん今回補正でいろいろまちが努力しているということも含めて知っています。だけれども、国が認めないというのは、活動主体になっているところが認められないというのは理解できないのだけれども、国の理由は何なのですか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） ただいまのご質問についてなのですが、町としても平成元年度の事業については同じものをして、認められて予算がついているのです。2年度についてはその部分が認められない。なので、町としても合理的な理由を説明してほしいということで事務方でも行っておりますし、町長にも東京まで行っていただいて内閣官房のほうにお聞きしているのですが、結局そのときも具体的な説明はなかった。町としても本当に理不尽で落とされてしまったという部分で、それで人によって判断が変わるわけではないかと

は思うのですけれども、どうもそういった部分ではないかということもあって、それで結局は町長まで要望に行ったのですけれども、具体的な説明もないまま落とされているというのが実情でございます。それで、町としても必要な経費となりますので、先ほど議員おっしゃったように、今年度については10月からの部分ですけれども、補正対応ということできせていただいております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） もちろん町と国の関係だから、それは理解しないとか、そんなのではないのです、私が言っているのは。だけれども、それはおかしいよね。町長もまちもアイヌ協会も含めて怒るべきですよ、こういうことに対しては。理不尽なですよ、やり方が。そんなばかな話。もちろん中身は、それはいいのです。私はいいのです。人が替わろうと何しよう、そんなことまで言及する気はないです。だけれども、やっぱりこれはおかしい、どう考えても。だから、これはもっともっとこうアピールして、国にお願いするのは違って、本当にきちんと要求すべきだし、町長はきちんと怒って、そういうことをきちんとやらないと、町長たるもの、政治家なのだからそういうことをしないと、幾らトップセールスやったら意味ないのです。私は、そういう点では理由がきちんと明らかになるまで追及するぐらいの姿勢でやる構えでいってください。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 担当課長が言ったように、昨年、同じ項目というか、事業について、今年度それが落とされたということで、確かに怒ってつくのであれば私も考えますけれども、新しいアイヌ新法の法律の中で新しいアイヌの方々のための交付金の制度ができて、制度としては確立しているのですけれども、国のほうも、国の弁解をするわけではないのですが、私が行って感じたのは、ほかの地域のアイヌの方々や日本全国にある市町村の出す仕組みがまだきちんと確立されていないということと、まだまだこちらから出す計画もシビアに、新しい補助がつくものですから、そこはやっぱり国のお金を出す以上はシビアにきちんと検討する。ほかの市町村と見比べても例えば白老町が有利にならないように、公平にするということでありますので、1年目について2年目はつかないという理由は確かにあるのですが、そこはシビアに国も見ておりますので、白老町としてはもっともっとアイヌの方々ときちんとした先を見据えた、これは5年間ぐらいの補助メニューでありますので、5年後をきちんと目指して、その在り方を明らかにして持ってくる計画でなければならぬということでありますので、今年はこの形で落とされたのですが、来年に向けてもまた白老町のアイヌの方々と協議をしながら、もっともっと確実性のある計画を持って国にそういう意味では申し入れていかなければならないなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。もちろん法律の中でも、この計画自体も変えられるとなっておりますよね。国の計画も変えられると法律の中でなっているのです。そうであれば、

町長が答弁したということの中身でいえば、これを読んだ限りにおいてはもうちょっと精度を上げる必要はあると思います、私も。ですから、変更を含めて精度を上げてきちんと、国の方向づけに全部うんと言うのではないのだけれども、きちんとお金がつくような形を考えられ駄目ですよ、これは。だから、アイヌの人たちが一番望んでいることが切られるなんていう話はならぬですよ、これ。ですから、そこはこの計画を変えても、きちんとつくような方向でやってください。1つはそこです。

それと、答弁で次年度は2億2,000万円ぐらいの事業を予定しているということなのだけれども、差し障りのない範囲で結構です。旧社台小学校や生活館、それから今の四百何十万円の払いも含めて、どんな次年度計画で進むのか、もう少し具体的にさせていただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 来年度の事業、あくまでも現時点での予定なのですが、伝統的なアイヌの文化、生活の場のいわゆるイオル再生事業、こちらについても今年度に引き続き予定をしております。それから、小学校とかでのアイヌ文化体験ということで、郷土給食、その中でアイヌの食材を使った給食のほうの提供を予定しております。また、アイヌの文化の観光プロモーションということで、ウポポイに来ていただく、さらに白老町の観光のスポットも回っていただくということでプロモーション事業を予定しております。地域のアイヌの文化資材とかを商品開発して、それを磨き上げていくという、そういった事業も予定しております。今回アイヌ施策推進法に変わりました、これまでの福祉とか文化的なこと以外にもいろいろ関連するものができるということで、ウポポイにたくさん人が来れば、医療体制も確立しなければいけないということで、そちらの医療体制の関係のものについても予算を予定しております。今のところは以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。頭出しの部分で、生活館だとか旧社台小学校の部分はどういう位置づけになりますか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） すみません、失礼しました。肝腎なところが抜けておりました。

旧社台小学校につきましては、ウポポイのバックアップ施設ということで考えておりました、こちらについては新たな施設にするという形ではなくて、引き続き国のほうに使っていただきたいということで要望しておりますので、そこについての事業についてはございません。あと、生活館につきましては、現在老朽化が進んでおりました、建て替えのニーズもあるという部分がございますので、こちらについては計画の中に位置づけて、来年度以降で整備に向けた準備の予算を計上していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。旧社台小学校については、この計画の中でもきちんと

と位置づけられていますよね。改修を含めて位置づけられていると思うのです。ですから、こちら辺は今後どう考えられるのか。もちろんここに書いたからといって全部認められるなんて私は思っているわけではなくて、その位置づけは町としては引き続き、例えば改修を含めて位置づけて取り組んでいくのかどうか。それから、生活館については来年頭出しをするという押さえでいいですか。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） 社台小学校につきましては、現在のところはまだ国のほうに使っていただきたいということでの要望でございますので、ここには計上はしておりません。生活館につきましては、具体などこの施設ということではないのですけれども、5か年計画の中で建て替えを目指して、その準備として地域のアイヌ協会、それから住民のほうにも説明して納得していただかなければならないのですけれども、それを前提といたしまして、来年度に向けてその準備の予算をつけていければなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。その点については、この計画書の中にあるように、これはもう3年目ですから、具体化しないといけないと思うのです。ですから、旧社台小学校もこの予算で直せるものであれば私は直してほしいと思っているのです。もちろん全道的な枠20億円というのがあるから、何でもかんでも白老町というわけにはいかないだろうけれども、しかし現段階としてはそういう財政的なことを含めて考えたときにそういうことが必要だと思うから聞いているのです。ですから、頭出しをするということはやるということなのだから、私はそういうことでいえば生活館はより積極的に5か年の中できちんと完成させるというような姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

アイヌの人たちの独自の考え方、独自と言ったらおかしいけれども、民族として認められたわけですから、その考え方を反映する場として常設の公式な場をつくることのできないかという一つ提案なのです。徹底した議論、今もありました。協会や、それから保存会やモシリの会だとか、ご婦人方の会とか、たくさんありますよね。もちろんダブっている人もいるかもしれませんが、財団だとか、そういういろいろな人たちを含めて、協会に入っていない方も含めて、そういうことがいいという方を含めて、本当にアイヌの人々の誇りが尊重される社会をつくるとしたら、これをきちんと意見として取り入れる、ただつくるのではなくて、私が言っているのは、国連の採択にも国は賛成しているわけですから、そういうことでいえば、アイヌの人たちの権利をどうするかは別にしましても、意見をきちんと聞く場を公式につくっていく必要があるのではないかということなのです。ナショナルセンターとして認められているのです。これは外国にはたくさんある例ですけれども、例えば白老町でイメージすれば農業委員会、そういうもの。それから、先ほどから文化の問題で胆振全体の文化のことが話されています。そういうことでいえば、例えば沙流川より東と沙流川より西側では儀式の言葉や踊りが違うという部分がありますよね、そういうことでいえば海区漁業調整委員というのがありますよね、漁業者の皆さん方の利益を代表する海区漁業調整委員というのがあります。そ

ういうイメージ、イメージですよ、あくまでも。そういうきちんとしたアイヌの人たちの意見を聞く組織、そういうものを確立すべきではないかと。つくったからといって開かれるわけではありません。法律できちんと規定されている会議だって開かれていないのもあるのだから、そうなのだけれども、私はやっぱりそういうことをきちんと保障するような考え方が必要ではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） アイヌの方の意見を聞く、公式に意見を聞く組織的な部分なのですが、組織を立ち上げていきますというお答えはなかなかできないところもあるのですけれども、こういったようなアイヌの方たちの意見を聞いていくということは大事なことだと思いますので、そういうことが組織体としてやるべきなのか、また違った形でやるべきなのかということは町側のほうとしても考えていかないと駄目でしょうし、各アイヌの団体の意見もあると思いますので、そういった意見を聞いた中で進めていきたいとは思っています。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私が言っているのは、アイヌ協会の皆さん方と話すのはもちろん基本です。同時に周りの人たちとも話をする。それを定期的いきちんと彼らの話を聞いていくような、そういう組織体というか、体制をつくる必要がある。これをやらないと、何か問題が起こったときしかやらないのです。実際に国を見たらそうでしょう。推進法の中で組織をつくっても、1年半も開いていないわけです。だから、そうではないような、地方自治体のとしてもそうではないようなものをつくっていかないといけないのではないかと思いますので、それでそういうことを言っているのですから、そのところはよく、農業委員会のような形がいいのかは別にして、そういうことをきちんとやっていくということを行っているのです。

次に、もう一つお尋ねをしたいのは、アイヌの方々の精神文化の問題なのです。この中心となるのは、どういう文献を見ても何を見ても、集大成されるのはやっぱりイヨマンテなのです。これが儀式、踊り、いろいろな部分の集大成、精神文化の要と言われていています。これは、なかなか大変だと思います。現状で見れば、ウポポイの中でそれをやるのはほとんど不可能だと思います。まして、これって、エカシやフチの話を聞くと、代わりでやっては全然意味がないのです。我々も牛を食べたり豚を食べたりしていますよね。もちろん今は動物愛護団体の問題等々がありますから、イヨマンテをやるのは大変です。しかし、先ほど私が権利の問題でお話をしたように、本当にここの部分は調査研究をしてほしいのです。アイヌの人たちや北海道、それから北海道のウタリ協会、そういうところを本当に含めて、できれば白老町がリーダーシップを取れるのなら取りながら調査研究をする。そういうことを呼びかけて、きちんとそれが将来的にどうなのか。今の財団の職員でも、イヨマンテの経験をしているという人は本当に少ないです。今有望だと言われている若い人たちは、ほとんどそういうことが経験ありません。ですから、それは文化を伝承するというところからいったら、単なるまねごとや踊りをするということは違うのです、精神文化って。そのところはよく理解をしていただいて、調査研究をする

と、こういう立場に白老町は立つべきと思いますが、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） イヨマンテという一つの限られた中で、私がたまたま副読本づくりに参加したときに学んだ一つのことなのですけれども、これは中学校の副読本なのです。この中に文化の儀礼の復興というタイトルで1項目入れたのですけれども、そのときも、議員のほうからお話があったイヨマンテ、ここに写真を入れたのですけれども、写真を入れるか入れないかも含めてかなりこう議論しました。歴史的なところを見ると、1955年に国はイヨマンテは野蛮なものだということで禁止を一回しているのです。その後2007年に、国はこれはアイヌの精神文化というか、そのものだと、そういうことでそれを訂正している。そういう事実があるのです。そういう中でイヨマンテをやっているところの写真も入れたのですけれども、今現在様々な、実際的にやるとしたら、かなり世論の部分で様々なあるだろうと思うのです。

ただ、儀式として、アイヌ民族が持っている儀式としての押さえ方はしっかり位置づけながら、それをやる、やらないかというものだけではなくて、アイヌの本当に持ち得ている文化性、精神性をしっかり理解するためにも、今議員のほうからあったような調査研究というか、アイヌ文化の一つとしてしっかりとこれは考えて、研究して、うちらがこれからどのような町としての施策の中に、教育の中に入るかと思うのですけれども、そういう部分にどう入れていくか、そういう観点も含めて、やはり研究、調査はしていかなければならないのではないかなと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。次に行きます。仮称なのですけれども、アイヌ文化の日とアイヌのまち宣言、これは今議会で同趣旨の質問もございました。ちょっと違う部分はあるかもしれませんが。私は、東京以北で初めて博物館ができた。中核イオルとして一番最初から白老町が動いている。そういう中で、アイヌ文化のまち宣言、名前は先日もお話がありましたら、何もこだわりませんし、ただそういうことを他市町村に先駆けて制定すべきではないかという意見なのです。多民族国家となった日本にとっては、アイヌ民族の認知を広げるためにも、町長が先頭に立ってこれはやっていっちゃると思うのだけれども、そのところを、アイヌ文化の日も同じなのです。全国民に認知を広げるためにも、そういう運動を白老町が北海道や他市町村に働きかけてアイヌ文化の日を設定してはいかがか。1年半も会議をやっていないのですから、今はなかなか忙しいみたいですけれども、なれるのも多分なれると思いますから、関係ある方がいっちゃるうちにきちんとアイヌ文化の日ならアイヌ文化の日を国で制定してもらおう。白老町がその先頭に立つ。そして、白老町はそれに先駆けてアイヌ文化のまちの宣言、名前は別にしてそういうものを私は早くやるべきでないかと思うのですけれども、その見解。

○議長（松田謙吾君） 笹山アイヌ総合政策課長。

○アイヌ総合政策課長（笹山 学君） アイヌ文化の日についてでございますけれども、アイヌ文化の次世代への継承についてはアイヌ施策の根幹をなすものと考えております。ただ、ア

アイヌ文化については、本町のみならず道内をはじめ多くの自治体に関わるもの、共通なものということでありますので、アイヌ文化の日の制定については国とか道のほうに働きかけていきたいと考えております。あと、アイヌ文化のまち宣言につきましては、実は白老町で63年11月3日に歴史と文化のまち宣言をしております、アイヌという特出しで書いているわけではないのですけれども、この中にアイヌの歴史と文化、こういったものも含めたものということで町としては認識しているものですから、宣言というところまでの考えには現在は至っておりません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そのことは、もちろんそうなのです。だから、今アイヌ民族がきちんと法律で認められたというか、民族として認められたという中で、私は文化だけでなく、アイヌ文化のまち宣言と言ってしまったけれども、それだけではなくて、本当にそれを内外に白老町が宣言するというのはそれ以上の意義があるのではないかと思っているのです。どういうことかという、例えばアイヌ政策推進会議を1年半開かれていないのです。そして、新聞報道によると、この間質問がありましたら、これはいいです。インターネット上で差別発言がたくさん出ています。これは、多分違う形で、この間質問があったようになっていくと思うのです。そういう中では、法律第4条の中では差別は禁止となっている。そういうときに、本当に白老町がアイヌ文化のまちの宣言やアイヌの日を制定することによって、国民全体が多民族国家としての認識をすると、この一助になると思うのですよ、私は、そういう意味なのです。まちのことだけではなくて、本当に多民族国家として認めていただく、そして全世界の少数民族の方々と交流していくという中では、私は白老町がナショナルセンターになるのであれば、そういう宣言やアイヌの日をつくるという努力を白老町が中心になってやるべきと考えているのです。その点をもう一度。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） アイヌ文化の日ということに関して、議員も御存じかと思うのですけれども、2008年に国会でアイヌ民族を先住民族にする決議が出されましたよね。そのときに、アイヌ施策に関する有識者会議をつくと。その有識者会議が1年後に報告書を出した。その報告書の中には、(仮称)アイヌ民族の日を制定するだとか、教育を進めるだとか産業、いろいろ施策的な部分を出されていきました。そういうような歴史的なというか、有識者の中においても内閣官房の中でそういう話がなされていた事実はあるので、決して国も全く否定しているというのではないのではないかなと私は捉えてはいるのですけれども、ただ、今確かに新しいアイヌ施策推進、新法ができて先住民としての位置づけがされた、そういうような、今までアイヌ民族が背負ってきた本当に厳しい同化政策の中であって、その中で彼らが歯を食いしばりながら自ら出自を持ちながら、何とか持ちながら歩んできた。その歴史的な部分をしっかりと踏まえて、そこに成り立っている文化が私たちの生活の中にも十分通じるものがあるのだということ、それと議員がおっしゃった。前までは単一民族だとかというものが初めて先住民がいるのだということでの意味合い、そういったものを含めて、私は、先ほどから議員もおっしゃ

っていますけれども、今拙速に何々宣言だとか、何々の日だとか、そういうことを今すぐすることだけではなくて、もっともっと、ヘイトスピーチが今これだけ出てきている中で、本当に自信を持ってアイヌ民族がこういう歩みをしてきて、こういう文化を持っているのだということをしっかり学ぶ、そのことを通して自信を持って作り出していくときに、今ご提案がある宣言だとか、それから何々の日だとかということの制定が私は必要になってくるのではないかなと思っています。だから、町としましても、貳又議員のときにも共生共創のまちづくりの本町の意味合いでの宣言の必要性、それも含めてしっかりと前向きに、最初に述べた新しい本町のアイヌ政策の基本方針を含めて研究、調査というか、していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2項目めの質問に入りたいと思います。

町財政について伺います。2人の議員が同趣旨の質問をしておりますので、重複しないようにやりたいと思います。

（1）、令和元年度決算結果の評価と問題点は。

（2）、令和2年度予算執行の中で、財政的に新型コロナウイルス感染症の影響はどのような形で表れているか。

（3）、新財政健全化プランについて、策定の考え方、スケジュール及び議会との関わりについてお尋ねをいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町財政についての質問であります。

1項目めの令和元年度決算結果の評価と問題点についてであります。令和元年度の一般会計決算状況につきましては、歳入120億5,455万6,000円、歳出115億8,212万9,000円、差引き4億7,242万7,000円、繰越し事業一般財源を除いた決算剰余金は4億5,126万7,000円となっております。特別・企業会計につきましては、町立病院事業会計において経常損失が発生し、赤字決算となっております。健全化指標につきましては、実質公債費比率は14.0%、将来負担比率は52.8%と、いずれも前年度より改善しております。これらの数値や指標を含めた総体的な評価につきましては、収支状況を含めおおむね堅調に推移しており、財政基盤の強化が着実に進んでいるものと捉えておりますが、扶助費や他会計への繰出金がプランを上回る数値となっていることから、今後の財政状況に与える影響を慎重に見極める必要があるものと捉えております。

2項目めの令和2年度予算執行の中での新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。感染拡大防止の観点から事業の中止や縮小が発生している一方、感染拡大防止対策や緊急

経済対策の実施により歳出が増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症流行の第3波以降の発生も念頭に置かなければならない状況であることから、追加の感染症対策事業実施の可能性や町税をはじめとした歳入への影響など、歳入歳出ともに今後の先行きが不透明な状況と捉えております。

3項目めの新財政健全化プラン策定の考え方、スケジュール及び議会との関わりについてであります。新たな計画策定の考え方につきましては、今後予想される人口減少社会の本格化に伴い、歳入が減少し、現状の行政サービスや行政組織を維持していくことは困難になると見込まれることから、歳入の減少が見込まれる中においても持続可能な行財政運営の実現に向け、行政サービスや行政組織、公共施設の最適化を目指していくこととしております。スケジュール及び議会との関わりにつきましては、9月中をめどに素案の策定を予定しており、素案に対する議会のご意見をいただきながら、本年度末までに成案化したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。公債費について少し伺いたいと思います。健全化指標では令和元年度の実績見込み13.8%になっているのです。今回は14と2ポイント高いわけですけれども、この原因は何だと考えていますか。令和2年度は13.2ポイントなのですけれども、現状ではこれは達成できる見通しですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、財政健全化プランとの比較で0.2ポイントの差異ということでございますけれども、これについては多少の見込みの違いによって元利償還金の額が若干違うという部分もあるのですけれども、もう一つは、分母のほうで標準財政規模、この部分が分母になりますので、そこがある程度当初見込みと違えばそこも大きく変わってくると、逆に標準財政規模が当初見込みよりも下がって今約61億円というようなところでございますので、その影響がこの0.2ポイントに現れているものと考えてございます。

それから、最終年度、令和2年度の13.2%という目標に対して、あくまでも予測ですけれども、ここまですを下回るということなかなか厳しいかなとは思っております。というのは、この実質公債比率というのはあくまでも3年間の平均ということになりますので、仮に2年度がよくても前の数値に引っ張られるということになります。ちなみに、元年度の単年度の実質公債費比率というのが12.98%なのです。13を若干下回っている。ただ、その前の数値がもうちょっと高いものですから、このような結果となっておりますので、令和2年度の状況を踏まえると13.2%よりも多少上回るぐらいで落ちつくのかなという想定はしているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。分かりました。それで、標準財政規模が下がってくると、だんだん、だんだん下がってきているという、その要因は何なのでしょうかとということが1つ。

それと、令和元年度の起債の発行見込額が9億9,540万円だったのだけれども、実際の決算発

行額は8億3,000万円ぐらいなのです。これは、起債として繰り越している金額が1億幾らくらいあるということの理解でいいのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） まず、標準財政規模が下がった要因というのは、これはあくまでも大きな要因としては、やはり普通交付税の減少という部分が大きく影響いたします。

それと、次に起債の当初予算との差異というところでございますけれども、これにつきましては、議員がおっしゃられたように繰越ししているというものもございまして、そのほか、あくまでも予算でございますので、入札差金等によって事業費が抑えられたということによって借入れ額そのものも逆に下がっているというようなところから、逆に予算よりも下回るような決算状況となっているということでございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そこは分かりました。

それで、令和2年度の地方債調書を見ますと、元年度の現在高見込みで2億2,800万円減っているのですよ、これを見ると。調書を見ると減っているのだけれども、単純に令和2年度の残額から、これは1億円が繰り越されていますから、1億円にしかないのだろうけれども、令和2年度の現在高見込額から1億円減るという押さえでいいのでしょうか。例えばこのとき94億円の残になっているのです。令和2年度の残額見込みです。それが実際に発行額が減っているわけだから、1億円は繰り越しているけれども、2億円減っていますから、その1億円ぐらいはここから減るといって、初めから減るといような考え方で見ていいのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） そこは、1億円減っているという決算状況ですので、その見込みについてもそこからさらに1億円は減少するというところでよろしいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。起債返還の額の推移を見ると、27年度が18億900万円、これは元金と利息を合わせてですけれども。6年後の令和2年度、今回は今話をしたように1億円減ったら93億円ぐらいの見込みになるのだけれども、そうすると確実に、今の状況でいうと確実に返済額が13億円を下回る。返済額で、令和2年の。元金では12億円ちょっとですから、13億円を下回るということになります。ということは、何を言いたいかといったら、27年度と令和2年度の起債返還額の差というのが5億円支出減になるのです。単純に言えばそういう計算になります。これは、誰が計算してもそうだけれど。当然給与費や扶助費は増えているのですけれども、27年度との比較、何年との比較でも同じぐらいの量が出るのでしょうか。この影響は非常に私は大きいと思っていますのです。5億円支出が減っているわけですから。ですから、給与費や扶助費が増えても、この影響というのはプラン全体の中ではここが非常に大きな役割を果たしていると思うのですけれども、財政当局の押さえではどうですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** 議員のおっしゃるとおり、歳出を減少させる大きな要因が公債費費をいかに抑制するかというところが課題でございましたので、ここが今の27年度との比較で5億円ということについてもある程度想定はしていたところでありますけれども、ここが大きな要因であると、同じ認識でございます。

○**議長（松田謙吾君）** 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○**8番（大淵紀夫君）** 8番、大淵です。何で聞くかということ、議論がありました。しかし、町が言ったのは、財政調整基金は標準財政規模の6億円ではなくて10億円を積み立てようという方向でした。そういう意味でいうと、起債も新計画の中では一応10億円ぐらいをめどと、臨時財政対策債を入れて10億円ぐらいをめどという話がございました。課長もおっしゃいましたように、起債をどう見ていくかということが新しい計画の中では大きなウエートを占めると思うのです。ちょっと見ますと、例えば全会計でいうと、平成元年度ですが、全起債の額でいうと170億5,000万円なのです。だけれども、1年間で減っている量は10億円なのです。10億円減っているのです。一般会計は98億円で、1年間で4億3,000万円減っているのです。ですから、ほかの会計のほうが多く減っているのですよね、下水道とか、そういうところを含めていますから。1年間の元利償還額が幾らか、全体でいけば何と22億8,500万円なのです。1年間で起債で払っている額です。元利償還。一般会計では13億5,000万円、先ほど言った金額。何ぼ借りているかということなのですよ、1年間で。全体で10億7,800万円、この年は、元年度は起債を借りた金額が多かったから、一般会計で8億3,000万円です。

何を言いたいのか、要するに先ほども聞いたように、今までの大きな財政圧迫の要因になっているのはこの差なのだ。借りるのと返す差、これが財政圧迫、今の数字を見たら、全会計で見ても、それから一般会計で見ても明らかだと思うのです。次の計画では、私も当然締めるだけでは駄目だと思います。これは、もうそういう段階は過ぎたと思います。町民要望に応えるのは至極当然だと思います。しかし、健全化のためには全体と一般会計の起債残高の大まかなガイドラインを決めるべきでないか。例えば財政調整基金では10億円と、一応町の考え方で。議会としては違う考え方がある人もいるけれども、そうなればこの起債の部分も、全体では120億円で一般会計では70億円を目指すとか、それから元利償還額は全体で15億円なら15億円、一般会計では9億円なら9億円と。そういうガイドライン的なものを設けて、今回の答弁では10億円借りるわけですから、ずっと10億円借りていけば平均パーでいけば15億円は返さなければ駄目になるのだけれども、そういう財政調整基金で10億円を積みますというようなことと同じように、町民が分かりやすい財政的な数値を示した、借金の部分も、ここが本当は大切なのです。幾ら貯金があっても、借金がたくさんあったら同じことです。ですから、そういう町民側から分かりやすいガイドラインを引いたらどうですかというのが私の意見です。

○**議長（松田謙吾君）** 大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克巳君）** まず、昨日来、今回新たな計画の中で盛り込む起債の額ということで10億円というお話をさせていただいておりますけれども、実はそこが最終的にガイドラインといえはガイドラインになるということで考えております。というのはどういうことかとい

いますと、大淵議員がおっしゃったように、10億円を今後ずっと続けていけば、まだ残高が多い状況でございますので、これからもっと下がっていきます。ただ、10億円をずっと毎年きちんと借りていけば、残高はちょうど同じ額でずっと推移するということになります。10億円を借りて10億円を返すということがずっと続くということになるのです。それが一つの借入れ額を決めることによって、公債費の元利償還金、それと起債残高、これも一定になるという考えなのです。だから、これを今後逆にそこがオーバーした場合はこれを減らさなければならない、あるいは逆に下回った場合はもうちょっと使ってもいいのではないかという一つの目安になると、そういう考えを持っておりますので、ガイドラインという考え方については私も同意見でございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。ということは、基本的に言えば、10億円借りて10億円使うということになるわけです。どこかで9億円借りて9億円使うとすれば、9億円借りて9億円使うとなるわけです。もちろんそれは町民にとっては分かりやすいのだけれども、一定限度までいったら減らないでずっといってしまうという、それは弊害にはなりませんか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） これは、あくまでもどこまでその10億円続けるかというところがありますけれども、まずは当面、公共施設等の老朽化対策、それから病院建設も含めて大型事業がございますので、これはやはり当面10億円というのは、意外と大きい額でございますけれども、それは続けていかなければならないと思っております。ただ、将来的に財政運営をする段階において、公債費を最終的に10億円借りれば元利償還金も10億円になりますけれども、この10億円が全体の予算額に対してどの程度の割合なのか、そこがオーバーしてくるということになれば、これは公債費が財政状況を圧迫するということになりますので、ここはその時々といたしますか、絶えず状況を把握しながら、先を見据えた上でそこは借入れも減らしていかなければならないということを絶えず考えていかなければならないとは思っております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 大淵です。そのとおりだと思うのです。当然これは、新計画の中で10億円借りる、ガイドラインとして10億円で考えるが妥当かどうかというのはこれからの議論ですから、それは私はちょっと違った考え方もありますから、それはこの次に議論するとしても、今の押さえというのはとっても大切だし、歳入がどんどん、どんどん減る中で同じだけの金額を借りたらどんなことになるかということになります。ですから、そこは十分注意すべきだと考えています。

この議論ばかりをしていると時間がなくなるので、先日病院経営に対する議論がございました。その中で、コロナ禍による影響、病院の減収要因、それがコロナ禍による減収要因、それはかかった人がいないのだから分からないのです。現実には分からない。ただ、国がこの減収に対する補填策を予備費で考えるとか考えないとか、いろんなことがちまたのうわさでありま

す。それは、現段階として見たときに、病院の減収の中でコロナ禍の影響分が、国から補填されるような状況というニュース含めてありますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） そのような報道とといいますか、逆に現在の公立のみならず私立病院を含めた病院が、病院にかかる人が控えているという状況も含めて、やはりかなり減収になって厳しい経営状況を迫られているという報道は何度も目にしております。それに対して病院サイドも国に要望しているというところまでは私も把握しているところでございますけれども、それに対して国が財政的な金銭的な補填をするというところの情報はいまだ入ってございません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。そういう中で、これは話をしてもしょうがないのです。そこは理解しました。

何を言いたかったといたら、減収要因に病院を控えているということは事実なのです。私の周りにもいますよ、コロナウイルスが怖いから病院に行かないという人。国が補償した場合、そういう想定で話をするのはよくないかもしれないけれども、要するに歳入との関係でいうと、医業収益は実際に決まっているわけです。しかし、そういうことを国が補填するとした場合は、その歳入というのはどんな扱いというか、どんな考え方になるものなのですか。参考のために。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 一般質問の中で病院の議論もされておりますけれども、実際のところ、町立病院におきましても医師の不足以外にも、やはりコロナ禍による影響というものは医業収益に大きく響いておりますので、これについては国からの補填があるなしにかかわらず、病院経営が厳しい部分については一般会計からの補填という部分はやはりやむを得ないものだと考えております。その上で、仮に国のほうからそのような財政的な支援があったとするならば、それを財源として、逆に町立病院の繰出金という形で支援するということになるかと思えます。それがなければ、やはり一般財源でやらざるを得ないとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） そこは分かりました。

それで、全然違ったことを聞きますけれども、先日もちょっと議論になっているのですけれども、剰余金が出ていますよね。来年度予算の組立てを含めて、前回は聞いたような気がするのだけれども、要するに当初予算では厳しいと、しかし剰余財源が出ると。ここを当初予算からこれを考えるというか、仕組み的に何かやれる方法がないのかということが1つと、現実的に例えば来年度予算の歳入と歳出で考えたときに、実際に歳入歳出で当初予算で組むのはやっぱり厳しいと。そうだとしたら、厳しい予算を組み立て過ぎるのか、それとも予算を絞り込み過ぎるのか、剰余財源が出るという意味ですよ。出ることが駄目だと言っているのではなくて、もうちょっとバランスよく組む方法というのは考えられないものなのかなとすごく思うので

す。結果として今1億8,000万円ぐらいの繰越金の剰余財源がありますよね。9月の段階でこれは使えるのですよ。だから、あと12月と3月しかないわけです。本当にそう考えたら、そういう仕組みって考えられないのですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） その辺、次の年の剰余金を見越して予算編成をしているわけではございませんが、結果として同じような5億から6億円というような剰余金がかここ数年出ているのは事実でございます。その要因としては、まずは、今は違いますけれども、数年前はふるさと納税の一般分を当初から見込んでいなかったということで、その部分が剰余金として出てきたということがあります。それと、昨日もちょっと申しましたが、特別交付税の国の災害復旧事業の連年災という部分で約1億5,000万円から2億円程度を上乗せして3年間来たという状況もあります。そういうような当初から予定していないところがある程度上積みになったということで剰余金も大きくなった。結果としてそれが財政調整基金に積み立てられたということで10億円を確保できたということにもなりますけれども、今後はそこを、ある程度一定のラインがきましたので、そこまでシビアに積むということではなくて、還元できるものは町民にきちんと還元しなければならないとは考えてございます。

その上で、元年度の剰余金の決算状況なのですけれども、昨日もちょっと申しましたが、歳入で約2億5,000万円が多く来て、歳出で約2億円、逆に不用額が出たということなのです。歳入については、2年度、それから新年度はどうかといいますと、なかなか今のコロナウイルス影響下によって税収も今回は元年度みたいに多くは期待できないとか、あるいは特別交付税も3年で終わりなので、今年度で終わり、来年度はないとかということを考えれば、なかなか歳入の増はそんなに見込めないかなと思います。その上で、歳出の不用額をどう縮めるかといいますか、そこは、本来は余りぎりぎりやりますと、次年度の繰越し財源がないということになります。そこは厳しいところなのですけれども、そこは予算編成の中でどこまでシビアに、ぎりぎりにと言ったらちょっと語弊がありますが、そこを予算として組み立てるかということが剰余金にも影響するところかなとは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。私が言っているのは、すごく厳しく組めとか、そういうことではないのです。当然予算割れしたら議論のやり取りになるわけだから、そんなことを言っているのではないのです。私が言っているのはそうではなくて、ずっと4億円、5億円出るのであれば、それをそういう形で当初予算から希望を持てるように組めないのかという極めて単純な発想なのですよ。だから、例えば税収が減る、オーバーした分はこういう剰余金になるけれども、税収が減った場合は基準財政収入額が減るから、交付税で手当てされますよね、人口が減った分の交付税は減るけれども。だから、そう考えたときに、当初予算の歳入、収入をきちんと見積もって、その範囲できちんと予算を組むということは原則中の原則ですから、そこは十分理解した上で、5年間ぐらいの傾向を見るとそういうことを生かして当初から町民の皆さんがもうちょっと希望を持てるような組み方というか、補正でも同じだと言ったらそう

かもしれないけれども、そういうことが考えられないかという、そういう趣旨なのだけれども。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 実質収支比率の7%から8%という部分については、ある程度基金が積み立てられている状況の中ではやはり高いと言わざるを得ないと思っておりますし、これは2年度の予算編成、昨年の作業になりますけれども、そのときも、これまでもそのようなご意見を議員のほうからもいただいておりますので、ある程度その辺は念頭に置きながら予算編成をしているつもりでおりますけれども、令和3年度の予算編成に向けてもさらにもうちょっと、もうちょっとという言葉はおかしいですけれども、その辺をきちんと組み入れながら予算編成していきたいは考えております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。新しい健全化プラン、名前はちょっとあれでしたけれども、つくるということで、これの基本を何に置くか。財政数値もありますけれども、基本的な考え方、ここが、今回8年間の計画をつくるとしたら、数値もそうですけれども、どういうまちづくりをするかということと全く連動している中身だと私は思います。そこで、国や北海道の問題点も十分考慮に入れなければいけないけれども、1つ目に、人口減少と高齢化、これを支える公共部門にかかる負担、これを私は数字と同時に、数字が反映する形でそういうことが必要ではないかと考えているのです。それは、平均寿命が延びる、それから異常に認知症が増加するというのは、これはかなり精度が高い報道です。それから、2035年には介護職員が全国的に68万人、これは経済産業省ですけれども、不足すると言っているのです。本当に高齢化が進んでいく中で、うちのまちでも公共部分がそういうことを支えなければどうにもならなくなるのではないのか。2つ目、社会不安の増大、例えば生活水準の低下、若年層の貧困化、執行方針の増大、これは全部役場の職員が関わるのです。3つ目、大規模災害のリスクの増大、今回のコロナがそうです。病院だとか消防だとか、いろいろなところに公共的に携わっている人たちのところにこの負担がいくのです。これは、見ていて分かるでしょう。災害だって、台風、豪雨だって、コロナウイルスだって、みんなそうです。これは、皆さん方今までやっている仕事プラスその仕事をしなければ駄目になるのです。

だから、そういう点でいうと、私はこれからのまちづくりというのは公共部分がどんな役割を果たすのか、今までと同じような仕事のやり方では駄目だということになるのです。これに地域経済の衰退がプラスになったときに、まちをどうやってつくっていくかということが最大の要因になるのです。ここがまさに今まで議論されてきた政策転換、そして政策をどう考えるかということに集約されていくと思うのですけれども、こちら辺を次の計画の中で織り込むとかなんだとかではなくて、考え方としてどういう考え方で進むか、この点の基本的な考え方。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 議員のほうからありました何点かの不安要素といいますか、そういった部分を個別に、その一つ一つ新たな計画に費用だったり財源だったりというのを含めて計画に盛り込むということはなかなか厳しいと思います。ただ、考え方といたしましては、今

後将来に向けて大きな問題となる人口減、高齢化というところを見据えたときに、このまちはどうなるのかと、どんな状況になっていくのか、予算規模がどのぐらいになると果たして今までのサービスがどうなっていくのかという逆に不安、こういったものを逆に不安を与えるわけにはいかないという考えを持ちながら、本当に将来に向けた行政だったり、公共部門の在り方をどうしていくのかというあたりの考え方を、ある程度方向性という形になろうかと思うのですけれども、そこをきちんと示していく、見せていくということが必要になってくると思っております。その上で、政策転換というのは具体的な政策になりますと総合計画のほうに位置づけられるのかなと思いますけれども、今回の新たな計画の中では、あくまでも政策的な部分というよりは、将来に財政を含めてどのようなまちになる想定の上でどういう動き方をするかというところがやはり大きな考え方をここに盛り込むべきというところで押さえております。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 時間がないので、最後にします。人口は全国的、全道的に減っていく方向は、これは明らかです。減ることが全部マイナスと考えたら、これは自治体運営ができなくなるのです。ですから、そういう中でいえば、住民力に依拠した内発的な発展、要するにまちの中で経済循環をどうやって強化するか、同時に外部からの経済循環もプラスするかという、そういうこと。役場の組織の充実と政策の強化、よく言う。ここに住民の実践組織をきちんとつくっていくということなのです。私は、そういうことがなかったら、町民の理解の上でそういうことをやらなかったら、まちは存続していかないだろうと思います。今回の議会でも政策づくりの必要性が物すごく議論されました。職員が外に出るべきだという議論もありました。人口が減少するのだから、それに見合った職員を減らすべきだという議論もありました。本当にそうかということなのです。先ほども質問したように、人口減少していく中でそれを少しでもとどめるための政策をつくる、住民組織をつくる。そのためには一定の職員数が確保されなかったら駄目なのです。同時に、会計年度任用職員の皆さんを含めて職員の皆さん全体が政策能力を高めるために内部の努力や組織体制の強化、能力向上のための制度、こういうものをどうやって磨くかということなのです。何よりも個々の職員の意識改革なのです。これがなされないと私は駄目だと思います。そういう点からいって、政治家であるべき理事者の考え方を伺って私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今るる財政に視点を当てて、今後の本町のまちづくりの方向性というか、在り方についてご指摘も含めて議論をさせていただきました。人口減というところは、本町ばかりでなくてどこのまちでも避けられない一つの大きな課題であります。その中で持続可能なまちづくりをどうしてつくり出していくかというのは、非常に大きな課題であるのと同時に、これは現実的な問題でもあるということ、ある意味これが当たり前のことなのだという受け止め方をして進めていかなければなかなか、大変だ、大変だと言うばかりではできていないのではないかなと思っています。そういう観点で、今回第6次の総合計画、そして戦略ということも策定を含めて、今行財政の推進計画を立てておりますけれども、その中で、大黒課

長が言ったように、将来のまちの在り方が、白老町の将来のまちの姿という、そういうところをまず描き出しながら、それにどのように財政的に、また行政的に関わりながらつくっていくかというところが今大きな進めの中で課題として持っています。

今議員からご提案があったように、その中で公共サービス、公共の部門のところのサービスの問題をどこに重点を置くかということもしっかりしなくてはならないだろうし、そこは町民の皆さん方に理解してもらった中で重点化をしなくてはならない。それから、もう一つは、効率的、効果的な行政運営、今いみじくも話された職員がどのような足元で仕事をやっていくか、そのことが、前の一般質問の中でも人材育成のところのご指摘もあったような、そういうところをしっかり受け止めなければならないということです。その基盤をつくっていく持続的な財政運営、そこを議員からあったように、公債費を含めての在り方をしっかりとというか、公債費の在り方も含めて、町の歳入歳出のバランスを取りながらどう進めていくか、そのところをしっかりと、今の段階では新しい行財政推進計画の中で示したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、日本共産党、8番、大淵紀夫議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ質問を続行いたします。

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員、登壇を願います。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） きずな会派、西田祐子でございます。本日は、2点質問させていただきます。

1項目め、日本航空学園について。

(1)、平成6年、白老滑空場に関する覚書について。

- ①、覚書の内容、要点は。
- ②、学科又は学校の設置の変更についての経過は。
- ③、覚書に疑義が生じた場合の変更に基づく協議は。

(2)、校舎及び宿舍の状況について。

- ①、校舎等の売却報道による売買契約の経緯は。
- ②、校舎等に対する今後の町の考えと対応は。

(3)、日本航空学園の白老滑空場の使用について。

- ①、今後の町の考えと対応をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 日本航空学園についてのご質問であります。

1 項目めの滑空場に関する覚書についてであります。

1 点目の覚書の内容・要点についてであります。基本的には、滑空場を町、トレーニングセンター施設を航空学園が整備すること、整備完了後は、航空学園が無償で使用し、施設全ての管理を行うこととなっております。また、町と航空学園との間において、譲渡条件が完了した時期には、滑空場敷地を無償譲渡することとしているものであります。

2 点目の学科等設置の変更についての経過についてであります。平成15年に航空産業科、空港技術科パッセンジャーコースの2学科で開校し、18年度にはパッセンジャーコースを航空観光ビジネスコース、24年度にはエアラインコースへと変更、25年度は3年制の留学コースを設置するなど、29年度まで運営されたところであります。なお、航空観光ビジネス科の移転に合わせて、設置が予定されていたドローンコースについては、応募が少なく開設が延期された経緯があります。

3 点目の覚書に疑義が生じた場合の協議についてであります。覚書に関しては、無償譲渡に関して、24年度と債務補償の終了した28年度に条件の確認等を行っております。しかしながら、双方ともに無償譲渡の条件整理に至らず、継続協議することとして現在に至っております。

2 項目めの校舎及び宿舍の状況についてであります。

1 点目の校舎等の売買契約の経過についてであります。去る7月31日の地元紙既報のとおり、日本航空学園白老キャンパスについては、現在、北海道栄高校を運営する京都育英館と譲渡の協議が進められている状況にあります。この間、6月末に私を含め、理事者が北海道栄高校にて状況確認を行ったほか、7月中旬には、日本航空専門学校梅沢学長が来庁され、直接、譲渡予定である旨、報告をいただいたところであります。なお、現在まで正式契約には至っていないとのことであります。

2 点目の校舎等に対する今後の町の考えと対応についてであります。日本航空学園の撤退は、大変残念であります。地元の北海道栄高校が取得し、活用いただける点については、好意的に捉えております。現在のところ、校舎はアフタースクールとして、また宿舍は学生寮として活用が想定されており、今後においても教育施設として有効に活用されることを期待しているところであります。

3 項目めの白老滑空場の使用についてであります。

1 点目の今後の町の考えと対応についてであります。日本航空学園側からは、滑空場の継続的な使用意向が示されております。今後においては、室蘭工業大学をはじめ、様々な団体やイベントなど、定期的な使用に向けて検討、協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 再質問させていただきます。

平成6年10月、日本航空学園と白老町は、1学年80人、2学年で160人の学校を建設する約束の上で滑空場の無料貸与を行いました。まちは、滑空場や道路、橋など約9億7,700万円の設備

投資を行い、日本航空学園は翌年の平成7年9月に白老滑空場を開設しております。平成14年に東町の現校舎購入に当たり、2億5,000万円の債務負担行為と5,000万円の寄付、今年の3月予算等審査特別委員会で滑空場隣接用地を約600万円で購入、合計約9億8,300万円の投資、債務負担行為まで入れると12億3,300万円の事業であります。日本航空学園に協力してきたのは、校舎や宿泊施設は白老町駅前の一等地であり、まちの発展のためになる。また、滑走路も町民や多くの愛好家の活動拠点として活用できると大きな期待からでした。今回の校舎と宿泊施設売却は、町民も議会も寝耳に水です。報道により、この事実を知りました。行政は、誘致した重大事案について町民や議会に説明する責任があるのではないのでしょうか。

そこで、お伺いいたします。平成6年に交わされた白老滑空場設置に関する覚書の趣旨によると、航空学園が校舎などを売却した段階で無償譲渡の条件をどのようにご理解されているのでしょうか。改めてこの辺のところの無償譲渡のことにに関して疑義が生じていると思いますけれども、これについて答弁をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 基本的には平成6年の覚書に基づいて、条件が満たされた場合には無償譲渡を行うというような覚書になってございます。このことにつきましては、答弁にもございますとおり24年度、あるいは債務保証の終わる28年度に協議を行って、無償譲渡という部分にはなかなかまだならないとなつたところでございます。こういった中で、29年度をもって学校自体は一旦エアラインコースが千歳市に転出されて、その後の協議は現在まで継続的に行っているというところで、こちら辺の覚書に関しては今後また改めて協議を進めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） ただいま協議中ということでありましてけれども、航空学園の設置に関する覚書の中は、これは当然町のほうでもよく御存じのはずと思います。その中で、先ほど町長の答弁で6月の末に北海道栄高校で状況確認を行ったと、また7月中旬には梅沢学長が来庁され、説明を受けていると答弁がありました。それであれば、申し訳ないのですけれども、かなりの年月がたっておりますので、この間どのような協議がされたのか、改めてお伺いいたしますけれども、それ以降何も協議していないと理解してよろしいのでしょうか。その辺をもうちょっと詳しくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 6月末に理事者の皆さんが北海道栄高校で栄高校が取得する案件についての説明、意見交換と申しますか、そういった部分を行っていただいております。それに先駆けて、副町長以下私どもで千歳市の航空学園のほうに伺っております。また、7月13日になりますけれども、梅沢学長以下学校関係者が見えまして、町長とお話をさせていただく機会をいただいて、今北海道栄高校とそういうような状況にあるというお話をいただいていたということになってございます。この後の状況を継続して我々もお話をしていかなければいけないということで、8月4日に改めて千歳市の航空学園のほうへ伺って、今後については引

き続きまた協議をさせていただきたいというお話をさせていただいた。そこで現在まで協議中という状況になっております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 8月4日に協議したということであれば、もう1か月以上たっていますよね。その辺は、もう少し時間を取らずに協議してくべきではないでしょうか。北海道栄高校の件は、どうのこうのということ私は一切思っておりません。ただ、これは日本航空学園とそちらの学校のほうの協議で売買するというに、それは民間同士の話ですから、それは全く議会とは関係ないと思っております。ただ、もしそちらの学校のほうで使われるのであれば、白老町がきちんと日本航空学園のほうと話をし、きちんとした条件整理をしておかなければ、相手に迷惑がかかるのではないかなと思うので、私はその辺をもっと早くやるべきだなと思います。その辺について、いつまでにそのようなことをきちんとやるのか、もう一度お伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 日本航空学園との協議の関係ですけれども、8月4日に行って、これから協議をお願いしますという部分も含めてお話を一度させてもらっています。それで、相手方もあるので、いつまでということはなかなか言えない部分もありますけれども、こちらのほうとしても連絡を取りながら、頻繁にというわけではないですけれども、必要に応じて向こうに行って協議を進めていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 話が進みませんので、次の質問に行かせていただきます。

まず、滑空場と校舎などのインフラ整備に白老町では約9億3,300万円の投資をしていますが、当然起債を借りていると思います。その起債額、金利の総額、また借りてきた起債の残高があるなら残高、起債の支払い期間、いつからいつまで幾らずつお支払いしていたのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 滑空場といいますか、航空学園の関係で整備に当たって起債の金額につきましては、平成9年から平成24年度まで2億4,700万円ということになってございます。現在まで残高につきましては3,300万円ということで、金利につきましては平成11年と平成17年債が2.0%、平成24年債は0.6%というようなことで、0.6%から2.0%、その間の中での金利ということになってございます。また、償還期間といいますか、最終償還については24年度債が15年償還となりますので、令和9年度まで償還があるというようなことになってございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 平成11年から金利を払っていると、金利の今まで払った総額をお伺い

いたします。そして、これから先に払うであろう予想される金利をお伺いいたします。そして、平成24年から令和9年度まで、返済があると答弁をいただきましたので、毎年幾らずつ返済しているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 申し訳ございません、金利の総額については、今資料として持ち合わせておりませんので、後ほど確認してご答弁させていただきたいと思えます。

それで、これからの金利と返済に関しては、今後の支払い額については令和2年が、元利合わせてですけれども、742万9,256円、それから令和3年が615万8,152円、令和4年が517万7,952円、令和5年が456万1,998円、令和6年が428万4,374円、令和7年が342万6,788円、令和8年が253万6,306円、令和9年が150万948円となっております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 金利につきましては後ほどということですので、お願いします。でも、これは聞き取りのときに金利の総額を聞きたいと話をしていたので、きちんと答弁していただければと思いました。

それと、令和9年度まで今金額をずっと聞きましたけれども、金利を含めてです。これで最後でよろしいのでしょうか、そこだけお伺いいたします。これで支払いは全部終わると理解してよろしいのですね。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 24年度債が最終となりますので、その償還期限であります令和9年で最終となります。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） そうしましたら、この支払いがまだこれから先もあるということは、当然覚書と全然違ってくるのではないかなと思うのです。向こうのほうでもう学校を撤退してしまって、そして滑空場は使いたいと。でも、白老町としては借金だけが残っていると、起債だけが残っていると、そういう状態になりますよね。そうなってきますと、この使用料にオンしてこの部分を払っていくのか、それとも全額白老町でこのまま払っていくのか、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 先ほど来副町長からもご答弁させていただきましたとおり、今後協議を重ねていくということでございますので、その辺については今後の協議かなと思っておりますが、基本的には滑空場線の道路整備に係る起債償還となっておりますので、町としては町道の整備事業として町で払っていくということがまずは基本になるのかなと考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 今年3月にも滑空場の隣接用地を601万5,000円で購入しております。滑空場の取付け道路の一部が借用地で、そこを使用していましたが、持ち主から売却を通告され、やむを得ず議会運営委員会に諮り、借用地を購入した経緯があります。買わなければ日本航空へ学園などが滑空場を使用できなくなるので、それでは困るでしょうと判断したものです。ですから、町道ですとおっしゃっていますが、これはあくまでも滑空場に行くための道路です。ほかのところに行くための道路というわけではないと思うのです。そうしてくると、きちんとした考え方の整理をぜひさせていただきたいなと思います。あくまでも町道だから白老町が負担するという考え方でいいのかなのか、その辺私は、本来であれば当然そこに行くまでの道路ですから、なければ行かれないわけですから、飛んでいくわけにいかないわけです。そういうことをきちんと整理して判断していただきたいなというのが1つです。

それと、航空学園がこれから先も使用する。今後の協議であるというのであれば、本来契約が切れた段階で再契約されるべきと思いますけれども、それがなされていない。なされなかった理由が相手の方もありますからという、先ほどからの答弁で今後の協議にしますと言いますが、早くきちんと考えなければ、今言っている債務負担行為の支払いのことも含めてどうされるのかなと非常に私は疑問に感じるのですけれども、その辺をもう一度きちんと説明をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） これから支払っていく部分に関することも含めてですけれども、まずあの道路に関しましては確かに飛行場に行くための道路という部分ではございます。あその滑空場を造るという段階で、全部の金額が約9億円近くということなのですけれども、その部分につきましては当時一つの約束の中で、投資というのですか、そういう形の中で投資をさせてもらったという部分もございます。それから、覚書の関係、再契約の関係ですけれども、今後学園側と協議をしていく中で、今結んでいる覚書も含めた中で、それはまた条件等も変わってきているので、それは変えていかないと駄目だなと思っております。それから、覚書イコール契約書というのですか、そういう形の中で、覚書になるか契約書になるかはあれですけれども、そういう形で整理はしていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

[11番 西田祐子君登壇]

○11番（西田祐子君） 私がこの覚書の約束をきちんと早くしなければいけないのではないかと言うのは、例えば今日本航空学園が滑空場を使用したいということなのですけれども、校舎はなくなりました。条件も随分、今副町長おっしゃったように変わってまいりました。そういう中で、白老滑空場の管理体制をどのようにされるのか。今まで答弁でもありました。滑空場に関しては航空学園のほうで今までやってまいりました。冬になったら除雪、夏は草刈り、その辺の整備もやってきたのですけれども、当然条件が変わってきているわけですから、使用料のことも考えながら管理体制というものを、白老町で管理するのか、誰が責任を取るのかということ。日本航空学園が責任を取るのか。もし何かあったときのことを考えると、一体どちらのほうきちんとした責任を持つのかと。この管理体制が非常に重要になってくると思

ます。また、それは覚書との整合性に基づいてきちんとした形で判断しなければいけないと思うのですけれども、その辺をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 滑空場の管理の関係ですけれども、覚書では当初の整備の関係で町がすること、それから学園側がすること、これが終わった段階で管理はお願いしたいといった内容の覚書になります。なので、ここの部分については今の段階でもまだ効力を発していると考えています。それで、これから先の部分については、学校側と協議しながら、そこも含めて、また使用料だとか、いろんな部分がありますので、建屋の部分もありますし、そういった部分を含めた中で相手側との話になってくると考えています。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 副町長は使用料とおっしゃいましたけれども、私もまさにその部分が大きな問題になってくるのではないかなと思います。というのは、滑空場ができてから結構な年月もたっていますので、エプロンとか、そういうところの整備なんかもきちんとしなければならぬし、年々行われている草刈りとか除雪とか、それとかそこに行くまでの道路とか橋とか、やはりそういうものも全部含めて維持管理費というのは結構な金額になるのではないかなと思うのです。これでこのまま維持管理費用をかけていっていいのか、どうなのかというのも大きな問題になってくると思います。白老町としてこの維持管理費の考え方、また年間どの程度維持管理費が必要になってくるか、そういうことを計算されていますでしょうか。もししているのであれば、お伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 基本的に航空学園側からの資料ということになりますけれども、基本的には単年度でいいますと光熱水費で92万円、セキュリティーはセコムですとか、そういった部分で56万円、維持管理費として28万円。それから、これは向こう10年間で舗装補修を行った場合ということで、おおむね2,160万円くらいは必要であろうというようなことになってございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 白老町は財政が厳しいという中で、誘致企業として白老町はぜひ頑張っていたきたい、そういう思いでこれまでお金をかけてきたわけですね。ですけれども、これがあまり使用する可能性がないのにそれだけのお金をかけていっていいのかどうなのかというのも大きな課題ではないかなと思うのです。私は、活用していただきたいなと思います。例えばグライダースポットマップによれば、北海道に12の滑空場がありますけれども、通年で利用できるのは鹿部町と愛別町と白老町の3か所です。白老滑空場というのは、その中で支笏洞爺国立公園のちょうど真ん中ですから、本当に風光明媚なところで、白老町の滑空場を利用して空の散歩をするなら最高の場所だと思いますから、私はそういう意味ではぜひ民間の方々にも観光滑空場として使っていただきたいなという思いはあります。でも、今ここの段階

できちんとそういうようなことを考えられないのであれば、あまり使われないのであれば、そこに税金を投入していいのかどうなのかという課題があると思います。その辺のお考えが、申し訳ないのですけれども、答弁の中から見えてこないものですから、ですから覚書はきちんとしているのですか、これについて話を早くしたほうがいいのではないのですか、きちんとするものはしたほうがいいのではないのですかということを申し上げているわけなのですけれども、もう一度そこについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 今申し上げました施設の管理経費につきましては、草刈りも含めて航空学園側のほうでこれまでも支出していただいているというような状況になってございます。先ほど副町長からもお話がありましたとおり、今後協議はするというので、ただ覚書の効力については依然としてまだ切れているわけではないというような捉えでございまして、航空学園とお話しさせていただいた中で、我々も使用料のことをご相談を今後させていただかなければならないと思いますというようなお話もさせていただきました。ただ、その中では、これまでにかかっている管理経費、正直人件費とかは先ほどの部分は言うておりませんが、そういった部分、あるいは専門性とかも含めて、町がそこを管理していくことがいいのかということも含めて今後協議させていただきたいなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 町が管理してくということになったら、莫大な経費がかかるだろうなと私は思っております。その中で専門性も必要になってくるし、また専門の職員も必要になってくるわけですね。そういうところも踏まえると、これは非常に大きな問題かなと思っております。日本航空学園を誘致し始めて、白老校舎の整備と滑空場の新設などに約9億8,300万円の町費を投入して、同学園が地元で永続的に発展していただくために私たち議会も町民もみんな支援してきました。日本航空学園が撤退されて校舎が撤退されたのは非常に残念で、まちの教育振興やまちの発展に大きな影響を与えるものではないかなと思っております。学生という若い世代の方々の姿がこのまちから消えることは寂しいものであります。このことを教訓にしまして、一つ一つの企業との絆を深め、白老町に定着し、企業が発展できる産業基盤の充実が必要だと思っております。今回は本当に航空学園の方々と企業と白老町が密接につながっていたのか、絆を深めていたのか、そこはどうだったのでしょうか。非常に残念であります。

私の最後の質問でありますけれども、このような産業基盤の充実について、また誘致したほかの企業に対しても白老町としてどのような姿勢であるべきなのかも含めて、航空学園の質問はこれで最後といたします。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まず、日本航空学園につきましては、当初の覚書のとおりっていない部分、滑空場については本当に覚書のとおりっていないものですから、町費、税金を使って施設を整備したことに対しては費用対効果はどうだったかというのはきちんと評価しなければならないなと思っております。それとあわせて、一つの企業というか、白老町に誘致して、

来てくれた企業、航空学園も含めてなのですけれども、立地企業の協議会等々も含めてなのですけれども、それは北海道内、道外含めてあらゆるときに私とか職員が顔を出して、連携とか情報共有をさせていただいております。まだまだ足りないところはあるかもしれませんが、企業が白老町にきちんと生き残ってもらえる、雇用を生んでもらえるという努力はずっと続けていっておりますし、まだこれからも続けていきたいと思っております。

航空学園については、駅前の校舎からそれぞれの学科、コースがなくなって千歳市のほうに行ってしまっていて、若い生徒たちをまちで見かけなくなったのは大変残念でありますし、私もそのように思っております。駅前の校舎については民民の売買なので、栄高校がキャンパスとしてまた利用していただく、その裏にある宿舎は学生寮として使っていただけるというのは大変喜ばしいことだと思っておりますが、当初の航空学園が滑空場近くにキャンパスをつくって、そこで根づいた学校経営をするということの覚書でありましたので、そのとおりっていないのは大変残念なのですが、これからも、せっかく滑空場を造ってありますので、航空学園も含めて、先ほど西田議員がおっしゃっていた滑空場を利用した民間のいろんな団体がありますので、その辺も活用できるように努力をしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 日本航空学園については、これで質問を終わります。私は、白老のまちで、今町長がおっしゃったように高校が2つあって、おまけに専門学校まであって、こんな小さなまちでこんなに若い子たちが集うまちというのは数少ないのではないかなと思って非常に誇りに思っていましたので、とても残念です。

次に行きます。2項目め、公営住宅について。

（1）、白老町公営住宅の現状について。

- ①、戸数・入居世帯数・入居人数・年齢構成は。
- ②、今後の需要見込みと空き家の状況は。
- ③、今後見込まれる公営住宅のニーズは。

（2）、（仮称）末広団地建設予定地の現状と今後についてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 公営住宅についてのご質問であります。

1項目めの公営住宅の現状についてであります。

1点目の戸数・入居世帯数・入居人数・年齢構成についてであります。令和2年3月末現在の管理戸数、入居世帯数及び人数は、944戸、685世帯、1,215人です。また、年齢構成割合は、30歳未満が2.2%、30歳以上40歳未満が4.2%、40歳以上50歳未満が11.5%、50歳以上60歳未満が14.0%、60歳以上が68.1%となっております。

2点目の今後の需要見込みと空き家の状況についてであります。白老町公営住宅等長寿寿命化計画の計画期間終了となる9年度の管理戸数及び居住世帯数は、848戸、664世帯と推計しております。入居状況につきましては、8月末現在、政策空き家を含め261戸が空き家の状態であ

り、団地別の内訳は、美園団地127戸、日の出団地3戸、青葉団地6戸、西団地30戸、緑ヶ丘団地71戸、旭ヶ丘団地22戸、竹っ子団地2戸となっております。

3点目の今後の見込まれる公営住宅のニーズについてであります。白老町住生活基本計画のアンケート調査では、町営住宅の耐用年限が超過している中、老朽化による施設改修や高齢者、子育て世帯などに適した住宅の整備、さらには医療・福祉と近接・併設された住宅の整備を望む声がありました。今後人口減少や少子高齢化が進む中、町営住宅は住宅に困窮する低所得者用住宅としての役割を果たしつつ、安全で安心な住宅として、高齢者や子育て世帯などに配慮した住居環境づくりに取り組む必要があるものと捉えております。

2項目めの（仮称）末広団地建設予定地の現状と今後についてであります。公営住宅の建設予定地としている末広2丁目地区は、3年3月末日までウポポイ臨時駐車場として、公益財団法人アイヌ民族文化財団に貸付けしております。今後は建設計画に基づき、西団地、緑ヶ丘団地の移転集約住宅となる（仮称）末広団地の建設事業を進めていく考えであります。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 公営住宅の現状について伺います。平成30年に白老町住生活基本計画が策定されましたが、その中で、少子高齢化も進む人口減少社会において、高齢者の単身、夫婦世帯、障がい者世帯、子育て世帯がそれぞれにこれまで以上に安全に安心して暮らすことができる住環境づくりを目指しますとなっております。その中で、今回公営住宅の長寿命化計画がつくられているわけですけれども、長寿命化計画の中で町営住宅の1,700戸のうち、耐用年数を過ぎている戸数は491戸、耐用年限の2分の1を経過している住宅は360戸と書かれております。約85%がそういう状況だと報告されていますけれども、この報告は主体構造部のブロック構造、鉄筋構造がありますけれども、その法定耐用年数は何年でしょうか。また、他の構造物の建物もありましたら法定耐用年数をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時36分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 何種類かあるのですけれども、例えば簡易耐火構造平家建てであれば30年、簡易耐火構造二階建てであれば45年、耐火構造二階建てであれば70年、中層耐火構造であれば70年となっております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） そうしましたら、今この計画の中でなっているブロック構造とか鉄筋構造とか、こういうのは大体70年、平家は30年とか45年と、大体そんなふうに理解してよろしいですね。それであれば、今そうおっしゃっていましたがけれども、主体構造部以外の中身のほ

うに今度は移ります。主体構造部以外の屋根のペンキ塗り、壁のペンキ塗り、給排水管、窓、玄関の耐用年数はそれぞれ何年とお考えでしょうか。それと、屋根のペンキ塗りとか壁のペンキ塗り、給排水管などはそれぞれ何年ごとに修繕するのが望ましいとお考えでしょうか。また、現状はどのくらいの老朽度、安全を確認するための調査は、いつ、誰がどのように行っているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時43分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 大変申し訳ございません。

屋根に関しましては12年、そして外壁の塗装に関しましては18年、給水管に関しましては20年となっております。こちらの確認の頻度でございますが、15年から20年間隔ぐらいで行っている形になります。誰が回っているかということになりますと、職員が確認している状況でございます。15年から20年の間隔で回っている、周期で回っているということです。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 屋根のペンキ塗りが12年、株のペンキ塗りが18年、給排水管は20年、私の知っている限りではちょっと長いかなという感想はあります。ただ、15年から20年ごとに修繕しているということなのですから、安全性を確認するための調査はいつ、誰がどのように行っているか。しているのは聞いています。ただ、周期的に、いつ、どのような形で誰が安全確認のためのパトロールしているというか、見て歩いているのか、それを伺っているのです。例えば白老町の職員が技師が行っているのか、それともどこかに委託しているのか。それも周期的に年に1回行っているのか。例えば道路のパトロールだったら週に1回とか2回とか歩いていますよね。それと同じように、住宅についてはどういう周期でパトロールしているのかと聞いたつもりなのですが、それでも。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 先ほどご答弁させていただきましたきちんとした確認につきましては、約20年周期でございます。パトロールに関しましては、通常公営住宅に関しましては職員が調査といたしますか、そこまではいかない。外見から見ている状況をしております。それは、例えば入居者より何らかの相談、苦情等がありましたら、職員がそちらに伺った中で、その中で例えば屋根の中で漏れているとかということがあれば対応しているような状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） これは、主体構造部とそれに付随するものですね、それを町民から

の苦情が来たら相談に乗ってやっているというのは、私はちょっと違うのではないかなと思うのですよ。やはり定期的に見回って歩くべきものではないかなと思うのです。例えば4階建てであれば、階段の手すり一つ、ベランダの手すり一つにしてもそうですし、外壁が落ちているのか、配管がどうなっているのかというのはやっぱり定期的に行っていくべきではないかなと思うのです。例えば平成21年度の白老町公営住宅等長寿命化計画、これは私が議員になってからできた計画なのですけれども、この調査のときは全戸を調査した上で計画が示されました。そして、老朽化したところ、さびていそうなところのスライドを見せていただき、そしてこういう計画で修繕していくのだなということがよく理解できました。そういうようなものがきちんとあって、その上で今回のこの計画を立てたのですかと私は反対に聞きたいくらいなのです。それであれば、この計画を立てたのですから、修繕のところはどういう状態になっているのかということを中心に写真撮影などをされていますか。その上でこういう計画、何年周期で直さなければいけないというような計画になっているのでしょうか、そこをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） こちらの長寿命化計画は、平成30年度に作成させていただきました。2018年から2027年の10年間の計画でございます。そのときの確認の仕方としましては、構造別や先ほど言いました建築年代別、対応年限、経過状況、設備状況、そして修繕している改修状況を確認した中で作成しております。基本的に過去の例えば修繕の中で、これはいつぐらにするかというのを検証しながら進めている状況です。先ほど私が言ったのは小修繕というところで、大きな視点での修繕といいますのは先ほどの20年周期というところになるかと思えますけれども、その中で確認をさせていただいた中で計画を当時作成させていただいた状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 今回の計画は、前回の計画と全く違って、自分たちでどのようなところがどれだけ壊れているか、修繕しなければいけないところはどうか、そういうところをきちんと現地確認をしないで長寿命化計画を立てているという意味でしょうか。私にはそうしか聞こえないのですけれども、過去のやつをどうのこうのとかとおっしゃいますけれども、建物というのは古くなりますよね。やはり建てたときから10年間のものと今古くなって30年、40年、50年たってきたものでは当然劣化の仕方が違ってくると思うのです。どうして現地確認をされないのか、私はすごく不思議で仕方がありません。というのも、現地確認をしないで、そして例えば子供たちが先ほど言いましたベランダのこういうところを揺すって、落ちたりしたらどうするのですか、極端なことを言ったら。やはりきちんと現地確認を私はするべきだと思うのです。

それと、もう一つ、建物の中の問題です。極端なことを言ったら、入居者の方々と前回のときは懇談会をやっていますよ、今回は現地調査もしていないということは入居者懇談会を開いていないということになりますよね。そうすると、入っている方々の意向というのがどうなっているかというのが分からないのではないかなと思うのです。公営住宅の床が落ちている。玄

関のドアが古くて隙間風が入る。和室の木製の窓から隙間風が入ってきて寒いので、アルミサッシにしてほしい。実際に隙間風がどの程度なのか。建物内部はどうなっているのか。それは、入居者に直接聞かないと分からないと思うのです。役場のほうにお願いしてもどっちみち駄目だろうと、諦めている町民の方々はずごく多いのです。特に公営住宅に住んでいる高齢の方々は皆さんそうです。だから、前回のときは、せめて直せるところは直そうということで懇談会を開催したと聞いております。実際に私はそのとき議員だったものですから、そのときの役場の担当者の方々から聞いています。できれば入居者が何に困っているのかをぜひ聞いていただきたかったなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

それと、もう一つ、この計画の中で高齢者の単身、また高齢者の夫婦世帯、障がい者世帯、そういう人たちがどこの団地に何世帯あるのか、そこも調査していないのです。困っている方々、低所得者の方々と答弁していますよね。町営住宅は、住宅に困窮する低所得者用住宅としての役割を果たし、安全で安心な住宅として高齢者、子育て世帯などに配慮した住環境づくりに取り組む必要があるものと捉えておりますと答弁していらっしゃるのだったら、こういう方々からこそきちんとお話を聞くべきだと思うのです。なぜお聞きにならないのか、なぜ懇談会を開催しなかったのか、その理由をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 今回の長寿命化計画におきましては、郵送によるアンケート調査を実施しております。これは、住生活基本計画を作成したときに住宅に関する要望等が出ておりました。例えばトイレが狭いとか、風呂が狭い、玄関出入口が狭いとかというニーズを捉えております。議員おっしゃられたとおり、前回、平成22年ですか、作成したときには各地域に赴きまして懇談会形式でニーズを捉えた経緯がございます。基本的には、10年前ですが、先ほど言いました日々私どもが入居者と接した中では、基本的な困り感はあまり変わっていないかなと思います。やっぱり古いということで、例えば床に穴が開いているとか、トイレのノブがおかしいとかということもある。そこを踏まえた中で、今回作成したときにはアンケート方式でさせていただきました。

ただ、これはニーズの捉え方はいろいろあろうかと思います。手法としましては、例えば電話調査とか、ピックアップしてやるとかという中での一つの方法だと思います。議員言われている直接地域に赴いてということも十分理解できますので、今後こういう形がどこかでできれば、開催してニーズ等を把握していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 下河課長は、前回まで福祉関係のほうの担当をしていらっしゃいましたから、高齢者、介護認定の方、障がい者、そういう方々の現状はよく御存じだと思います。そういう方々が住んでいる美園公営住宅、ほかの団地、今回も公営住宅の長寿命化計画の中で3か所だけアンケート調査をしていますよね。ですけれども、ほかのところの団地は調査していないわけです。でも、そういう方々というのは団地にいっぱい住んでいるわけです。白老町の障がい者は、大体千六百何人かです。白老町の人口の1割まではいないのですけれど

も、そのくらいいらっしゃる。そういう中で、障がい者の人たちは年間どんどん、どんどん減ってきている。高齢化してきて、亡くなってきている。だけれども、毎年80でしたか、100人でしたか、くらいずつどんどん障害者手帳を交付していると、そういう現状がある。その中で、やはり白老町としてはきちんとした住宅を提供するのが仕事ではないかなと私は思います。

二、三年前から、美園の公営住宅でアンテナが古くなって壊れて、直し直し使っていた。そのところが天候の具合でテレビが映らなくなる。新しいアンテナに早く取り替えてほしいと二、三年前から役場をお願いしています。私も、問合せいたしました。ところが、なかなか新しいアンテナを立ててもらえませんでした。このとき予算要望をきちんとしていただけたのでしょうか。今年1月にそのアンテナがとうとう壊れて、3日ほどテレビが視聴できなくなりました。その間、災害が起きたらどうしよう、アンテナが直るまで非常に不安だったと。お子さんのいる家庭では、何日間かテレビを見られなくて、またコロナウイルスのときどこも行くところもないのに非常に困っていると。美園の4階建ての住宅ですから、困っている人がこんなにたくさんいていいのでしょうか。公営住宅等整備基準、住戸の基準、第9条の2には、各住戸にはテレビジョン受信の設備が設けられていなければならないと法律にあります。お金があるとかないとかの問題ではないと思います。法律どおりに行わなければならないと思います。町長はこれに対してどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

美園の4階建ての部分のアンテナの修理の関係ですけれども、修理がスムーズにできなかった、やれなかったという部分につきましては。大変申し訳ないことをしたと思っております。今後、修理するものにもよりますけれども、住まわれている方に不自由をかけるような、そういった部分についての修理につきましては、早いうちに手をつけて修理をしていきたいと考えておりますので、ここの部分のご理解いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） テレビのアンテナは、外から見るのですよね。ですから、曲がっていればとかといったら分かりますけれども、映るか映らないかというのはそこに住んでいる方に聞かなければ分からないのですよ。だから、現地の人たちに直接、懇談会など開いて、要望ありませんかと。町内会長さんとか役員の方々にお願いして、意見をまとめてもらってやったらいかがですかと言っているのです。確かにアンケート調査と言いましたよね。でも、実際に高齢化になってきたときに、アンケート調査の言っている意味がさっぱり分からない。どこに何を返事しているのか分からない。そうではないと思うのです。障がい者の方とか高齢の方たちのことを考えるなら、どこが不便ですかということを意見聴取してもらって、そしてその中で、現地に行ってお話を聞くという対応が私は必要ではないかなと思います。現地調査する人員が不足であれば、人的補助を活用すべきだと思います。集落支援員制度で調査することもできると思います。また、生活支援コーディネーター制度も使えないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 集落支援員の関係のご質問がありましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

本町では地域支援員、呼び名をそうさせていただいておりますが、地域の点検という項目が支援員の中にはありまして、そういった地域の方々の声を聞くというのも一つの大きな仕事だと捉えております。今年新たな取組としまして、今週から始まりましたけれども、各出張所に地域支援員が出向いて、各地区のお困りの声を聞こうということもございます。ただ座っているだけではなくて、実際に午前中については、地域支援員ということでパトロールといいますか、回って歩いて、周りの雑草の状況とか、ごみがどうなっているのですとか、道路の状況ですとか、そういったことをもろもろ含めて点検するようなことで取組をさせていただいております。そういった中で、これから今の住宅の話であればそういった方々の生の声を聞くようなことも十分活動の中に入れていきたいとは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） 私のほうからは、生活支援コーディネーターのお話がありましたので、ご答弁させていただきます。

現在生活支援コーディネーターは、社会福祉協議会のほうに、1層ということで白老町を圏域とした形で委託のほうをさせていただいております。それで、地域資源の部分の発掘だとか、そういったことで、暮らし便利帳つくったりだとか、いろいろお願いしている部分がありますので、なかなか1層という白老町圏域全体を見ている方しか今対象にならないものですからね。例えばこれを2層という、ある程度圏域を分けた形で今後生活支援コーディネーターを増員していくというようなことであれば、集落支援員との協力といいますか、そういった部分との兼ね合いとかというのも出てくるかとは思いますが、それについては今後うちの高齢者介護課で今社会福祉協議会に委託している2層の生活支援コーディネーターの中では一つ考え得るといふ部分は出てくるのかなと考えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 企画課長と高齢者介護課長、ありがとうございます。集落支援員制度とか生活支援コーディネーター制度とか、こういう制度が活用できるのであれば、それぞれの課と連携して、こういう困っている方々の生の声をぜひ聞いて政策の中に生かしていただきたいなと思います。

そこでお伺いしたいのですけれども、公営住宅にはたくさんの障がい者が入居しておりますけれども、障がい者といいましてもいろいろいます。そういう中で、申し訳ないのですけれども、集落支援員とか生活支援コーディネーター制度の方もいいのですけれども、障がいによってはいろいろ、普通の人では対応できない方々もいらっしゃいますので、その辺の意向確認を障がい担当課長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいま障がい者の方の件についてのご質問でございますの

で、私のほうからお答えさせていただきます。

現在障がい福祉計画の策定中でございまして、その中で町内にいらっしゃる障がい者の方にアンケート調査を行っているところであります、その中でお困り事があれば書いていただくようなことも行っておりますので、その中からご意見を拾い上げていく。それだけではないと思うのですが、そのほかにも例えばうちの窓口にいらっしゃったときに何か言っていたければ、そこでうちのほうでできることは、建設課のほうにお伝えするということもできますし、その辺は横の連携を取れるところ取っていくということが大事だと思いますので、例えば気づいたことがあれば、それはお聞きするとか、そういうことも必要だと思いますので、そういう小さなことではありますけれども、気づいたことはご本人に確認するなり、建設課のほうにそういうことがあったのであればお伝えするというのもやっぱりしていく必要はあると思いますので、その辺はできることからでもやっていく必要があると思いますので、そういう考えでやっていこうと思っております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 3つの課の課長がこれだけの支援をしながら、公営住宅に住んでる方々の意向調査をしてくださるということなので、私は非常に心強いなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に行きます。白老町生活基本計画と公営住宅長寿命化計画を作成した21年度の計画のときは、職員が力を合わせて作成したと聞いております。先ほどの大淵議員の質問でもありましたけれども、職員のノウハウの向上、職員の能力の向上というのですか、そういうものがきちんとしていることが大事ではないかなと思うのです。計画づくり全般の問題として、何でも委託して、詳しい職員がいなくなってしまうたらどうなるのか。やはり職員は、計画のノウハウや現状把握、そのような力を持っていなければならないと思います。町長、これからはいろいろな計画を自力でつくれる職員を育てるような仕組みづくりが必要だと思いませんか。また、今全国で一番問題になっているのが公共施設の老朽化でございまして。これが大きな課題なのですが、小規模自治体においては技術者不足に陥って、なかなか老朽化が設計できない、何も手がつけられないという自治体が増えていまして。白老町はきちんと自分たちでつくる力、21年のときにつくったのですから、まだそのときの職員がいると思います。ノウハウはあると思います。そういう意味では、これから土木、建設とか、そういう職員の人たちの大きな力というものをきちんと育てていかなければいけないと思ひているのですけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 建設、土木の技術者が足りないのは、小さいまちは本当に深刻な問題ですけれども、大きな都市にも深刻な問題で、北海道もやっぱり人材不足なのは否めないところでありますので、職員採用も変な話、市町村でも取り合いのような状況なのが現実であります。その中できちんとした担い手を育てていかなければならないというのは、技術者だけでなく、まちをつかさどる公務員としてそれぞれの職場がありますので、それは全員に言えるこ

とだなとっております。できるだけ汗をかいて、自分たちで企画をして政策形成を取れば
いいと私も思っております。それとあわせて、組織改革の中で職員数が減っている中では、民
間に委託できるものはして、そのバランスをきちんとしていかなければ、全部丸投げのよう
な形は私もよくないと思っておりますので、委託会社にもきちんとしてこちらから指導してつく
ってもらえるように技術も高めていかなければならないと思いますし、それにはやはり経験と研修
等々の仕事の現場をきちんとしていくというのが大事だと思いますので、そういう組織とい
うか、研修も含めた環境づくりをつくっていかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 町長にもう一つお願いがあるのですけれども、私は今回この質問をす
るに当たりまして、若い職員でやる気のある職員とかがいますよね。今回もそうですけれども、
コロナウイルスで中学校のトイレの改修とか公共施設のトイレの改修など、職員が一生懸命頑
張って仕事をしていると聞いています。そういうような職員を育てて、褒めて、みんなが町長
は声をかけて頑張ってくれと言ってくれるなど、そういう雰囲気づくりも非常に大事なのでは
ないかなと私は思っています。白老町は今までお金がなかったもので、しばらくの間はいろい
ろなそういう工事とか、そういうことをする機会もなかったのですけれども、そうではないと。
もともと白老町の職員はそれだけの力を持っているのだから、もっとそれを生かしてほしいと
私は願っているわけですから、町長もぜひそのつもりで声かけを職員にさせていただきたいな
と思っております。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ご助言みたいな形でありありがとうございます。職員が私の目から見てい
て、今の自分の仕事でいっぱいになっているので、その辺はもっと視野を広げている
んなお付き合いの中、ネットワークの中で白老町のまちづくりを見据えた仕事に持っていつ
ていただければいいと思います。今西田議員おっしゃるとおり、若い人を育てるとい
うのは私たち理事者、管理職の責務であると思っておりますので、その辺は自分たちも
気をつけて育ててもらいたいですし、育ていけるような研修も含めた環境づくりが必
要だと思っております。

○議長（松田謙吾君） 2点目に行く前に暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を続行いたします。

先ほどの答弁漏れの件について。

富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 先ほど滑空場線関係の利子の総額ということで答弁漏れがご
ざいましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

平成9年から令和9年までの総額ということになります、利子額といたしましては3,308万
2,854円になります。よろしく申し上げます。

○議長（松田謙吾君） それでは、続行します。

11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 次に（2）のほうの末広団地建設予定地の現状と今後について伺います。先ほどの答弁では、このまま造りたい旨のことをおっしゃっております。ところが、長寿命化計画で建て替えを予定している団地、西団地、緑ヶ丘団地、旭ヶ丘団地でアンケートをしておりますけれども、このうちの回収率が77%なのですけれども、建て替え後の希望する公営住宅の場所のアンケートを行っております。移転することによってどうなのかと、どこに行きたいのか。大きく、まちの中心部に近いところがいい、現在の場所か、またはその近くがいい、それから分からないとか答弁しないとかという方がいますけれども、西団地では中心部がよいという方が4人、31%、現在の場所か近くがいいという方が62%です。約93%の方が現在の場所かまちの中心部がいい。緑ヶ丘団地の方は、まちの中心部に近いほうがいいというのが11人で46%、現在の場所か近くがいいという方が9人で38%、旭ヶ丘団地においてはまちの中心部に近い方というのが2人、14%、現在の場所か近くというのが11人で79%、ほとんどの方が今の場所がいいと。多分もう高齢化になってしまって、今まで住んでいた人間関係、コミュニティ、やはりそういうものがとても大切な年齢の方々が非常に多いのかなと思っています。まず、65歳以上の方が西団地では83%、緑ヶ丘団地では70%、旭ヶ丘団地では61%、やはりこの数字が物語っていると思います。それでもなおかつ末広のほうがいいという理由をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） まず、末広団地を建てる考えでございますが、西団地、緑ヶ丘団地、旭ヶ丘団地もそうなのでございますが、この部分につきましては耐用年数が過ぎている建物だというのが大きなことでございます。住環境の改善のために、どこかに集約した建物を建てなければならないというのが一つの考えでございます。その中で、なぜ末広かということになります。先ほど議員もおっしゃられましたとおり、利便性が高く、町なか居住ということと町有地であったということです。これは、長寿命化計画の中におきまして、西団地、緑ヶ丘団地につきましては高齢者が多いことから、生活利便性が高い末広町を移転建て替え用地として（仮称）末広団地を建設することとして、将来ストックの必要性の減少及び事業の効率性を考慮し、規模を縮小して団地を集約すると、この中で明記しているものでございます。

これは、議員にも皆様の当時この計画を立てたときには中身について、お話をさせていただいた経緯の中で、その後この団地の建設につきましては議会の中でも一定の皆さんからの質問等がございました建設の位置の確認とかスケジュール感、子育ての要望などについて要望をいただいたところでございます。それを踏まえまして、昨年度、令和元年度におきまして基本計画と基本設計を取る予算のほうを計上させていただきました。ただ、コロナ禍で基本設計につきましては建設手法をちょっと見直すということもありまして、減額の補正をさせていただいております。基本設計の額を昨年度減額して、昨年度は基本計画だけの予算計上ということで基本月初旬を作成している状況でございます。今年度につきましては、末広地区の地質調査の

予算を計上させていただいております。この後は、今まで流れに沿いまして、基本計画、そして建設手法とか、また今後の建設スケジュールを正確に決めた中で議会の皆様に最終的にお示しした中で建てようというのが現状の考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 末広町に公営住宅を建設する計画は、白老町にウポポイ建設の話が出る前の計画だったような気がいたします。その前から何となくありました。しかしながら、ウポポイが建設された現在、ウポポイ職員専用駐車場として今貸付けされています。駅北地区のまとまった土地はここしか残されておりませんし、現在では一等地となっています。一番土地として利用価値がある。非常に有効活用が望まれる場所です。また、駅北商業区域として高度な土地利用も望めるような場所になっていると思います。私は、その場所にあえて公営住宅を建てる必要があるのかどうなのかということをもう一度再検討するべきだと思います。

また、先ほど課長は便利なところとおっしゃいましたが、実際にあその場所にはバス停はありません。JR駅も多少遠くなっております。その証拠に、西団地の方々は現在の場所に近いほうがいいとおっしゃっています。あそこは、バスが通るのです。ちょうどバス停が近いのです。そういうことを考えて、またお店屋さん、近くに小さいけれどもお店屋さんがある。金融機関もそれほど遠くない。JR駅、バス停、商店、金融機関があって、歩いていけるまち、そういうものを考えたときに、末広の場所が果たして本当に今課長が言った場所に当てはまるのかどうなのかということなのです。私たちはふだん車で移動していますから、すぐ近くのような気がしますが、実際に歩くと結構あその場所から駅までは遠いのです。そういうことを考えると、果たして私はあその場所でいいのかなと疑問に思っています。

私は、建設に反対しているわけではありません。ただ、場所を考えたほうがいいのではないかと申し上げています。例えば西団地のところ、古い団地を壊して、あそこに建てる。そうすると解体と建設と両方一緒にできますよね。緑ヶ丘団地の場所も同じです。それでなければ、大町のところに背後地に今民間の住宅がありますよね、そこに借り上げ公営住宅を建てることもできます。そういうことを考えると、もうちょっと考えたほうがいいのではないかなというのが私の考えです。この辺について、あその場所でなければ絶対駄目だという理由が先ほどの根拠だけでしたら非常に弱いような気がするのですが、理事者のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 末広団地の建設場所についての関係です。あその計画を立てた段階では、ウポポイの関係というのは、全ては決まっていなくても、ある程度の決まり事というのですか。そういったものは既に計画前にある程度できていたり、周辺については少し整備が手をつけられたというような状況の中での長寿命化計画となっています。

それから、再検討の部分なのですが、計画をつくったときに様々なことを考えながらあその場所にさせていただいたということもありますし、歩けばあその場所から駅までは遠いという部分はあるかもしれませんが、あそこから駅、それから駅から今自由通路も

できていますので、そこを渡って駅のほうへ行って、また金融機関とか、まちの中に行くといった部分もありますので、そういった意味も含めてあそこへ住宅を建てていきたいと考えています。

それから、西団地、緑ヶ丘団地の現地での建て替えというのですか、そういった部分につきましても、一回動いてもらわなければならないということがありますので、そういった意味も含めて、同じ場所に建てるということになれば、一回動いてもらって、また戻るとということにもなりますので、末広団地のほうで建設を進めたいと考えています。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 末広団地のほうで建てると、今副町長がおっしゃったのは私も分からないわけではないのです。ただ、今駐車場を借りているアイヌ民族財団ですか、その職員の人たちの駐車場はこれからどうなるのか。そして、星野リゾートさんが今ホテルを建てていますよね、あそこで働いている職員の方々の駐車場はどうなるのか。そういうことを考えると、駅北のあその一角は非常に狭いのではないかなと私は思うのですけれども、十分間に合うと、そういうところはいっぱい土地があるから心配要りませんというのならまだ分かるのですけれども、私がいかがなものかと言っているのはその部分だけなのです、正直言って。一番大きい1点目はそこです。

2点目の不便だろうというところは、今ほど駅のあその自由通路を渡ってと言いましたけれども、実際歩いたことはありますか。私は、あそこができてから、楽しいから何回か行きましたけれども、それなりに遠いです。私のお友達も、あその駐車場ができて、ウポポイまで働きに行っているのですけれども、結構遠いのですと。同じ年なものですから、息が切れるのです、行くだけで疲れるのですと。歩くというのはそういうことだと思うのです。公営住宅に住んでいる方々はそういう方々ではないかと思うのですけれども、その辺のまちとしての考え方がきちんとしていないと、本当にこのまちをウポポイで観光で白老のまちを活性化するというお考えだったら、そのところを考え直したらいかがですかというのが私の意見です。もう一度答弁をお願いします。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 今議員のほうからありました件につきましては、歩いて遠いという部分については、近いということにはきっとならないとは思いますが、歩く距離とか、そういったものでやはりお年寄りの方は不便なところもあるかもしれません。そういった部分をどうしていくかということは課題として押さえたいと思いますし、それからウポポイの関係の駐車場につきましては、建設が令和3年ということで、今年度最初にあそこを使いたいとお話がありまして、公営住宅を建てるということがありますので、1年間の契約という条件の中でそこはお貸ししているという状況です。ただ、次はどこなものというところまではまだ確認していませんけれども、そういった状況の中で進めてきたということなのです。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 地理的な補足をさせていただきます。

末広団地の建設場所を中心にしまして、ほぼ半径1キロ以内に小学校とか中学校とか商業地域が全部入るような地域になっております。今回建てる（仮称）末広団地につきましては、子育て世帯の入居も考えているものですから、小中学校に近いところ、現在は病院も近いですしという、先ほどの半径1キロ以内というところの中で決めさせていただいた経緯がございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 時間がなくなってきましたけれども、もう一つ申し上げます。ここの場所は、大型駐車場が向かいにあります。個人の一般駐車場もできました。そうなりますと、土日祭日、ゴールデンウィークとか、そういうときに非常に観光客が増えて、あそこの駐車場はいっぱいになるのではないかなと予想されます。果たしてその場所に住宅というのがふさわしいのかどうなのかという課題も出てくるし、交通安全の面でもいかなものかという部分もあります。そういう意味で、私は白老のまちがウポポイと一緒に生きていかなければいけないと、観光のまちとしてやっていきたいのだというのであれば、もう一度きちんと考え直しをするべきではないかなと思っております。

もう一点、違うことを質問いたします。白老町の公営住宅ストック活用計画で、平成21年の策定で借り上げ公営住宅のことについて述べております。しかしながら、今回は全くそれがなくなっております。借り上げ公営住宅は、初期投資が非常に少なく、例えば1億円の建物であれば約330万円ほど、その程度の頭金で民間に建ててもらって、白老町が20年間借り上げるというものです。その中で、補助金が家賃の2分の1ですか、補助があると、そういうようなものになっておまして、最終的に公営住宅のライフサイクルコスト計算でいきますと、国のほうの試算では解体費まで含めると民間に建ててもらって借り上げ公営住宅をやったほうがずっと少なくて済むと。白老町ばかりではなくて、日本全国の自治体に対して平成8年に、積極的に自分たちで直営で建てるのではなく借り上げすべきだと国が言っております。平成二十七、八年でしたか、そのほかに古い一般の民間住宅も1棟でなく1戸ずつ借りて、それを5年間、古いアパートを5年間公営住宅として借り上げしてそういうこともしなさいとおっしゃっています。

なぜかという、国全体がどんどん、どんどん人口が減ってきている中で、町なかに集約するのに公営住宅を建てたりとかするのを町の土地だから、市の土地だからではなくて、民間の土地を活用すべきだという考え方国の中で平成8年にもうあるわけです。そういう中で、なぜ今回この計画が全くなくなってしまったのか、不思議だと思います。今回も実施しない理由は何なのか、その根拠を示していただきたいし、これから先も白老町はお金がないというのであれば、なぜ直営でこれだけのお金を、5,000万円以上のお金をかけて新築のものを建てていかなければならないのか。初期投資が300万円か500万円で公営住宅が民間に建ててもらえるのだったら、私はどんどん毎年のようにコンスタントに新しい公営住宅を建てていけるのではないかなと思うのです。そうすることによって、民間の建設会社の関係者もよろしいですし、そこに住む、公営住宅に住む方々にとってもとてもいい状況だと思うのです。また、大町の商店街からはじめ、そういうところの人たちもみんな経済波及効果が大きいと思うのですけれども、

私は民間の借り上げ住宅をぜひ推進するべきだと思います。

これで最後の質問となりますので、理事者の答弁をいただいて終わりにしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 末広住宅の建設位置についてのご質問でございました。

まず、住宅周辺の環境については、駐車場があるといった状況になります。それで、今の状況よりも交通量は増えてくるとは思っておりますので、その交通安全対策という部分については十分考えながら建設はしていきたいと考えていますし、それから観光の関係、ウポポイを中心にした観光という部分につきましても、公営住宅というよりもまちの観光関係の事業というのですか。そういった中での取扱いというか、進め方となるのかなと思っております。いずれにしても、住宅につきましては長寿命化計画に基づいた末広団地の建設ということを見せていただければなと思っておりますし、それから議員からいろいろご指摘もありました。入られている方の意見を聞く、直接会って意見を聞くといった部分についても今後取り組んでいきたいと思っております。

それから、借り上げ住宅の関係は、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 議員のおっしゃられているとおり、建設手法の一つで借り上げ方式があるというのは私どもも承知しております。今回も直接建設方式と買取り方式、借り上げ方式という建設手法があるという中で、最終的にどれかを取って建てようとなるかと思えますけれども、まず借り上げ方式につきましては、民有地になります。今回建てようとしているのは、あくまでも町有地ですので、先ほどの繰り返しになるのですけれども、駅北の町なかというところで、位置は末広2丁目地区と考えておりますので、借り上げ方式での建設にはならないのかなと思えます。ただ、手法としては、議員おっしゃられているとおり、新築を建てる場合と中古を例えば借り上げする場合も、これも重々承知です。ただ、現在アパートの入居状況、民間のほうは8割以上まだ入居されている中で、今後まちをつくっていく中で手法として反映できるものがあれば考えていきたいというのが担当課の考えでございます。

〔「借り上げ公営住宅を採用しなかった根拠は何ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 続行してください。

○建設課長（下河勇生君） 今回の建設に関しましては、先ほど言いましたように町有地ということで、私どもが持っている土地に建てるということですので……

〔「そうじゃなくて、最初から町有地に建てるんじゃなくて、借り上げ公営住宅をやりますよって前回の計画に入っているのに、なくなって直営にしたのはどうしてですかって聞いている」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（下河勇生君） 借り上げ方式を推進するというのは、10年ほど前の中であつたかと思えます。ただ、それは、違う場所であれば借り上げ、民間が建てることで方式の採用はあつたかもしれないのですけれども。先ほど言いました町なか居住で考えたときに、あそこがと

いうのがまず視点としてありました。ですので、町有地でという、繰り返しになってしまうのですけれども、町有地だということですからならなかったということです。これがもしほかであったときに、その手法の選択もあり得るという考えです。

○議長（松田謙吾君） 11番、西田祐子議員。

〔11番 西田祐子君登壇〕

○11番（西田祐子君） 課長、理事者の方も聞いてください。私は、20年前に、こう言ったのは、国が平成8年にこういう計画でやっていますから、どうかやってくださいねということがあるから、白老町の建設課としてはこういう方針をしました。それがいつの間にか借り上げ公営住宅が全くなってしまって、そして直営でやることになったのです。なぜそうなったのかという、その根拠をお示しく下さいと私は聞いているのです。なぜ採用しなかったのか、なぜ金銭的なもの、フルコスト計算でいったら絶対借り上げ公営住宅のほうがいいですよと国が言っているにもかかわらず、白老町がなぜ直営を選んだのか、そこを伺っているだけです。課長ではなくて理事者のほうの答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 借り上げと買取りの方式につきましてもそれぞれ一長一短がございます。議員のおっしゃられたとおり、当初の経費は借り上げ方式は金額が低額だというのは、これは承知しております。ただ、長期的にもし借り入れた場合には、町が建設したほうがいいのかというのは、これは逆に言うとデメリットも持っているところがありますので、そういうこともあった中で考えてきていたとご理解いただければと思います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 今回の末広団地を建てるという計画を検討していく中で、まず建てるという検討をした段階で、直営だとか、それから借り上げ、買い上げですか、そういった部分での検討はしているのです。先ほど課長が言ったように、自分の土地があるので、借り上げという手法は検討していなかったということがまず一つ、21年のときに計画が出来上がったのが途切れたという部分については、こういう理由だというのはちょっと私は把握していないところがあって、申し訳ございませんけれども、公営住宅を建てるという手法の中の一つではありますということなので、それについては将来、例えば土地もないだとか、そういったような状況、土地は持っているけれども、町なかから外れているだとか、そういったところの条件が悪いだとか、そういった部分があって、町なかに例えば借りることができる、土地は別ですけれども、建てて借りることができるという部分があるといった場合は、そういったことも検討した中で公営住宅は進めていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、きずな、11番、西田祐子議員の一般質問を終わります。

◇ 及 川 保 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、みらい、11番、及川保議員、登壇を願います。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、会派みらい、及川でございます。私は、町長に大きく2項目に

ついて質問させていただきます。

まず、1項目め、町道のインフラ整備について。

(1)、陣屋線の歩道設置について。

①、一部に歩道の未設置区間があり、通学児童を持つ親から危険だという声が出ているが、町の考えを伺います。

②、桜ヶ丘通りの緑大橋麓から陣屋橋を超えた約800メートルの区間の歩道がなぜ未設置なのかの理由を伺います。

③、この地域には仙台藩白老元陣屋資料館、環境衛生センターや駐屯地などがあり、利用者は単に居住者だけではない。歩道の新設など早急な対応策が必要と思うが、歩道の在り方を含めて考えを伺います。

(2)、字白老、特に鉄北地区全般における支線道路の舗装の劣化や、凹凸が激しく冬期間の除雪などに大きな影響が出ている。計画的な対策が必要と思うが、進捗状況を含めて考え方を伺います。

(3)、社台地区の一部支線道路で、道路整備をされたが未舗装のまま放置されている箇所があるが、経過と対応策を伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町道のインフラ整備についてのご質問であります。

1項目めの陣屋線の歩道設置についてであります。

1点目の一部の歩道未設置区間についてであります。この地域から通学している2名の児童生徒については、中学生は主に自転車を利用し、小学生は登校時に保護者が歩道のあるところまで送り、そこから徒歩で通学していると確認しております。通学路については、学校での危険箇所の確認や交通安全教室を開催するほか関係機関との情報共有・情報収集を行い、安全確保に努めております。

2点目の緑大橋麓から陣屋橋を超えた歩道の未設置区間と3点目のこの地域における歩道の在り方については関連がありますので一括してお答えいたします。歩道新設の在り方につきましては、一般的に道路構造令に基づき、車輛及び歩行者の利用実態や費用対効果を総合的に勘案し、整備を行うものであります。陣屋線の整備につきましては、昭和50年度から事業を着手し、改修以前の道路は仙台藩元陣屋史跡内を縦断する線形でありましたが、史跡環境整備事業の実施に伴い、史跡内の道路を現在の位置に切り替えることとなったものであります。当時の既存道路には歩道がなく、歩行者は史跡内を自由に行き来していた現状を踏まえ、整備計画としては車道のみを現在の位置に変更し、歩道機能はこれまで同様、史跡内を通行することとなっております。

2項目めの鉄歩地区全般における支線道路の計画的な対策と進捗状況についてであります。舗装整備につきましては、道路の平坦性や劣化状況、交通量等を踏まえ、町道舗装補修計画に基づき整備を進めているところであります。白老鉄北部地区については、路面状況を把握し、生活道路の中でも交通量がもっとも多い幹線道路を中心に整備を進めており、引き続き優先度

の高い路線や緊急性・必要性を総合的に判断し、計画的に対策を実施してまいります。

3項目めの社台地区の一部支線道路における未舗装箇所の経過と対応策についてであります。本線は、町道簡易舗装計画において整備予定路線に位置づけしているところですが、ほかにも未舗装路線が数多く残っている状況から、現在未整備となっております。舗装化までの対応策として、これまでアスファルト再生材を敷設し、防じん処理対策を行っており、引き続き維持管理に努めてまいります。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、及川です。今町長から答弁いただきました。再質問に入らせていただきます。

まず、1項目めの町道のインフラ整備の中の陣屋線の歩道設置であります。陣屋線というのは、桜ヶ丘通にかかる緑大橋の、先ほども申し上げましたけれども、麓から仙台藩白老元陣屋資料館、これを少し過ぎたところまでの区間に歩道が設置されていないという現状があります。この地域には古くからの民家や畜産業などを営む人々が住んでおります。私も確認したところ、この資料館を過ぎて100メートルくらいまで歩道がない。そして、その以降1.6キロくらいにわたってきちんとした歩道が整備されておりました。雑草に覆われているのですけれども、これはきちんと歩けるなど、草刈りなんかをするときちんと歩けるなどというような歩道でありました。

今回のこの質問に至った経緯というのは、小学校に今年入学した児童がおります。このお子さんを家から緑大橋のちょうど歩道がきちんと整備されているところまで毎朝送っている状況、この状況があったものですから、これはきちんとした歩道を整備すべきでないのかと、こういう思いで今回の一般質問に至ったわけであります。児童の通学の安全確保といえますか、これはやっぱりまちの責務だと私は思うのです。当然親の責務も出てくるでしょう。通学するにおいてはそれぞれの責務が私は発生すると思っています。そういう中での今回の一般質問でございます。そこで、当該道路を通学路としている子供、自転車で通学してる子も実はおります。中学生なのですけれども、そういう答弁にもありましたように2人のお子さんが通学している。その中の今年入学された児童の安全性を何とか確保できないのかと、こういうことで質問させていただきたいと思っております。

まず、教育委員会のほうから質問させていただきます。①の部分でありますけれども、ただいまの町長の答弁では、現在陣屋線を通学している当該児童生徒については通学手段を含めて確認していると、こういう答弁がありました。確認しているということは、この事実を教育委員会としては把握していたと、こういう捉え方でよろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 実際に保護者の方からご相談があったというわけではなかったのですが、4月当初のときに地域の方というか、その状況を知っている住民の方から、そういう状況にあるということを情報等提供としてはいただいて、把握しておりました。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

[11番 及川 保君登壇]

○11番(及川 保君) 及川です。保護者からは相談はなかった。ただし、関係の人といえますか、そういうことですよ。これは、相談するかしないかという話は、後から聞いた話では、歩道をつけるとなると大変な金額に、要するに厳しいまちの状況を考えると歩道なんて無理だよなぐらいの感じでいたみたいです。もう一方では、歩道のことですから、まちに相談すべきか、教育委員会に相談すべきか、これもなかなか簡単に相談できなかつた部分はあったみたいです。それは後ほど分かったことなのですからけれどもね、教育長にお聞きしますが、ただ本当にこの一件は保護者任せで、よろしいでしょうか。

○議長(松田謙吾君) 安藤教育長。

○教育長(安藤尚志君) 及川議員のほうから、児童の通学に関わる安全確保についてご質問をいただきました。先ほど議員も実際にお話しいただいているように、町内には700人を超える子供たちがおります。この子供たちが安全に学校へ登下校できる環境づくりというのは、教育委員会を含めて行政としてもそのことを任せておくことはできないと思います。当然果たすべき役割はあると思います。一方、全ての子供たちの個々のそれぞれの状況に応じて全ての状況に対して行政として全てできるかという、これもまた実態としては難しい状況があるのかなと。先ほど議員もお話しされていましたが、この子供たちが安全に通うという、そういう環境づくりには、教育委員会や行政の果たすべき役割と、あるいは保護者の皆さんにもご理解をいただく、あるいは学校や地域の関係機関の皆さん方にも協力をしていただく、そういったお互いに補完し合いながら。子供の安全というものを生み出していく必要があるのかなと思っております。ですから、今回も放置しておいてこのままでよいということには決してならないと思いますので、今私どものほうで今回ご質問をいただきましたので、当面今考えているのは、先ほど保護者の方もなかなかどこへどう相談していいか分からなかったというようなこともお話を伺いましたので、今回のご質問を機に、早い段階で保護者の方と学校と、そして私どもと、子供が安全に通える環境づくりについてまず一度話し合いをしたいと思っております。その中で具体的にどのような方策があるのか、その辺りを具体的に考えていきたいと思っております。

○議長(松田謙吾君) 11番、及川保議員。

[11番 及川 保君登壇]

○11番(及川 保君) 及川です。教育長から、解決するかどうかは別としても、とにかく保護者ときちんと、お話をしたいと、こういう答弁をいただきました。方法論としてはいろいろあるのでしょうけれども、私はなぜ歩道がつけられなかったのかなと。町長の今の答弁の中では、もともとは今の史跡内を車道が走っていたのだと、真ん中を走っていたと。古い写真も私は今ここで持っているのですけれども、やっぱりそうなのです。真ん中を突き抜けている状況です。そこを史跡整備をするときに外に持っていった。この経緯を含めて建設課のほうの答弁、この状況も含めて、なぜ史跡内を歩行者が通行しなければいけない状況になったのか、これは押さえていますか。

○議長(松田謙吾君) 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） ただいまのご質問ですが、町長の答弁と重複する部分がございますが、まず桜ヶ丘通から資料館プラス150メートル行ったところまでが現状歩道がついていない状況にあります。そこから上流にといいますか、上に向かっていくに従って、先ほど議員がおっしゃる部分のある一定区間だけが歩道があります。その歩道が現在ついている部分というのは、現在上がっていきまるとちょっと何軒か住宅が張りついている状況があります。これは防衛省の補助事業の中で事業を進めておまして、住宅部分についての区間については歩道設置という部分は事業を進める上での協議の中で承諾をいただきながら、補助事業としてやっております。

歩道がない部分の路線の区間につきましては、もともと当時、ここからがちょっと重複いたしますが、史跡内を道路が渡っていた部分で、史跡内を散策といいますか、歩行者が歩いている現状も含めて、今後史跡の計画変更の中にあっても、その部分は歩行者が通行が可能という部分でいくと桜ヶ丘通までは歩行者が動線として確保できるという部分で、車道だけを現在の位置に切り替えたという計画が当時の現状であります。ただ、昭和50年代という部分の中で、いろいろと記録的な書類も数少ない状況にあります。今回質問を受けまして、当時その事業に携わったOBの方だとか、いろんな人に聞き取りをした中で、今のお話というのはそういった情報収集の中での答弁ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 教育長の答弁もいただいたものですから、不思議なのは舛田参事の話聞いていても納得できる話ではないのです。現実にあそこに住んでいる方も含めて、陣屋通りを利用される方が歩いて、あその資料館の前を当然通らなければいけない。また陣屋通りに出る、この通行というのは一般的にどうですか。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 全ての道路に歩道がついていなければ歩行者が歩けないという、そういうことではありません。歩道がないところの道路も、狭い道路については歩道がない道路もございます。そういった部分は、でも歩道がないからそこを歩けないという状況は動線としてはや生活には支障が出ますので、そこら辺の部分については、現在町内でも歩道のない路線というのはたくさんございますし、これは白老町に限らず、全国的にもそういう状況というのはございますので、そこら辺の部分はやはり安全に注意していただきながら、これは車のほうも歩くほうも注意をいただきながら利用していただくということだ捉えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 納得はできないのだけれども、全国津々浦々、多分そういうところがいっぱいあるでしょう。国道だって歩道のないところもあるでしょうし、本州へ行ったりすると特にそういうのは感じる場所があるのですけれども、先ほど舛田参事に私は一般的にあそこを歩けるのかという話をしたのですけれども、その後の整備の中で土塁ができたり、橋ができたり、いろいろと整備されて、非常に遠く迂回する形になるのです。ですから、幼児があそ

こを一人で、朝でも昼でもいいのですけれども、一人であそこを歩くということは、学校教育課長、どうですか。可能なだけでも。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 通学路の考え方になると思うのですが、この児童に限らずなので、各学校で子供たちがどのところ通って学校まで来るかということを学校、保護者、それから児童、ともに確認をして、すごく昔の話になって申し訳ないですが、多分昔だとかなり、集団登校を意識しなくても割と人がどんどん住宅地から出てきて学校までという、ある程度複数の目というものがあるような登校、下校というのがあったかと思います。今も学校が気をつけているのは、例えば登校時間、下校時間をある程度設定して、なるべく一人になるところ減らすような形で登校時間、それから下校時間というのが設定されていように、それも安全確保の一つだと教育委員会としても把握しております。残念ながら、この児童についてはたまたまその地域から小学校に通うお子さんは1人であるがために、お一人ということになってしまうので、史跡内を通るということは不可能ではないとは思いますが、ここは保護者のお考えもあるかなと思っております。保護者の方が歩道のあるところまで送られているところを把握しますと、見通しのいいところとか、そこのところのほうが、学校まで真っすぐ歩道があり、ある程度人の目も届くところを歩かせるほうが安全だと把握しているのではないかと私としては考えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 及川です。そのとおりだと思います。私も実際に歩いてみて、これは無理だなと、それから親として、一人で、ましてや女の子なのです。無理だなという思いでおりました。舛田参事のほうには先ほどお聞きしましたが、私はやっぱり歩道がという思いが強いのです。もしこの800メートルの区間に歩道を設置するとなれば、史跡にかかりますから、どうなるか分からないのですけれども、事業費としてはどのぐらい、概算で結構なのですけれども、かかりますか。それと、あそこは陣屋橋がかかっているのです。ここもまた歩道がないのですけれども、そういったものももろもろ含めて、概算で結構ですけれども、お示し願いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 仮に整備を行った場合の事業費に対するご質問です。

このたびこの質問を受けまして、現地を簡易的な部分ですが、調査を行ってきました。この部分につきましての現状としましては、道路があつて、その横がのり面になっていて、水路になっているという構造になっております。基本的に道路に歩道を設置するというケースとしましては、道路横に歩道を増設となりますので、今ある水路をまず動かして、そこに歩道をつけて水路を再整備するという部分が1点と、今議員がおっしゃった陣屋橋、ここに新たに歩道の橋を設置するという、条件的にはそういう現場状況になっております。それで、今回の約800メートルの現場に歩道を設置した場合ですと、土地のいろんな制限は何も問題なく、ただ施工淡々と進められた場合の工事費といたしましては、まず現場の調査設計、これが測量設計、橋梁、

道路設計を合わせて約5,200万円、それから道路の歩道の増設、これが約5,000万円程度、それと橋梁に歩道を増設する、そういった場合の工事費といたしまして橋梁で約1億5,000万円、トータルで、あくまでも概算になりますが、2億5,000万円弱というのが道路を造る部分での事業費です。

さらに、あちらの現場には陣屋橋の手前に高圧線の鉄塔が立っております。この高圧の鉄塔は、ちょうど歩道を設置しようとした場合の排水路を移したりするところの動線にひっかかるのではないかという想定を我々はしております。そうなった場合に、この鉄塔の積算というのは我々建設課のほうで積算というのはちょっと出せない部分がございますが、俗に言われている部分でいけば1億円は下らないというようなお話も加味した中でいくと、移転補償を含めると3億円以上の事業費がかかるのではないかという予測をしております。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 町長の1答目で、これはちょっとふざけていないかと、大変失礼なのですが、要するに費用対効果、この答弁があったのです。子供の安全って、確かにこの部分も分かるのです。厳しい財政事情の中で進めというのは非常に分かるのだけれども、費用対効果となると、子供の安全をないがしろにするのかという、私は非常に強い憤りを覚えたのですけれども、ただ、今の答弁を聞いていると、厳しいかなという思いがいたします。

それでね、先ほども申し上げたけれども、教育委員会としていろいろ方法が、あろうかと思うのです。そこを含めて、まず教育長の答弁を求めたいと思います。どういう解決策かをお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 具体的にこうした取組が有効であるということを明確に今お答えすることはなかなか難しいのですけれども、例えば鈴木課長も先ほどお話をしたように、子供がなるべく一人で登校しないような環境づくりということを考えれば、これはやっぱり周囲の子供たちの力も借りなければいけません。そういった意味では、やっぱり学校も巻き込みながら考える必要があるなど。また、あそこの道路を子供たちが登校する時間帯というのは大体7時半前後ぐらいです。この時間は、あそこの道路を自衛隊の関係の方が多く通られます。そういった方々に、道路を子供が今は歩いておりませんが、実際は子供は保護者が車で送迎していますけれども、そういったあそこを利用される方々に改めて安全運転をお願いするとか、道路にこういうことができるかどうか分かりませんが、注意喚起を促すような何か看板のようなものができるかどうか分かりませんが、そういったものも設置していくとか、本当に決定的に何かこれをやれば子供が今の状況から著しく改善されて安全に登校できるということはなかなか現実的には難しいのかなと思いますけれども、いずれにしても今の状況で全てよしということではなく、少しでも前に改善できるような方策がないのか、親とも話し合うところからスタートしていくのかなと思いますので、方法についてはまたこれからいろいろ考えてみたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

[11番 及川 保君登壇]

○11番(及川 保君) ぜひ教育長にはそっちの方面で、スクールバスだとか、まちの様々なバスが今運行されていますけれども、いろいろな解決方法があるのではないかと私は思っております。

そこで、町長に、最後にこの問題でまちのトップとして、先日大きな事故が、虎杖浜のほうでありました。交通事故というのは非常に悲惨です。私たちも運転する身としては、その怖さというか、十分感じるわけですけれども、今回の質問については、小学校に上がったばかりの女子児童を持つ保護者の毎日のことですから、負担もあるようであります。ご苦労されていることをぜひ町長に知っていただいて、日頃安全、安心な住みよいまちづくりを目指して町政運営をしておられる戸田町長でございます。どうか特に小さな子供に対しては、気配りと目配りといえますか、十分まちづくりの中でもしていかなければいけない一つの施策だと思います。そういう意味で、町長は町民の親という立場でもあります。この問題は、歩道の新設だけでなく、あらゆる角度からまちが一丸となってぜひ解決策を見出していきたい、町長にお願いしてこの部分での質問を終えたいと思います。

○議長(松田謙吾君) 戸田町長。

○町長(戸田安彦君) 私も子を持つ親の立場で、自分の子供がもし同じような状況だったらということも考えながら今及川議員の質問等々を聞いておりました。現実的には、なかなか歩道を完全設置するというのは難しいと考えております。ただ、少子化の中で子供の命というか、安全は非常に白老町の将来にとって大切なものであるのは私も認識しておりますので、今教育長がお話したとおり、近隣住民とか、そこを通行する方々とか、そこにまず注意喚起等々もしていきたいと思えますし、何らかの形で安全にというか、歩道はできないので、完全な形ではないかもしれませんが、安全な形にしていきたいと思えますので、そこは保護者の協力というか、理解も必要だと思いますので、教育長と重複するような答えになって申し訳ございませんが、それはまちが子供を預かる立場として真剣に考えていきたいと思えます。

○議長(松田謙吾君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

○議長(松田謙吾君) 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

11番、及川保議員。

[11番 及川 保君登壇]

○11番(及川 保君) 次に、(2)、(3)の道路舗装の関係で一括して伺いたいと思えます。

この舗装問題については、初日の同僚議員の質問の中でも十分理解いたしました。ただ、もともと我がまちというのは地盤の悪い地域で、どちらかという鉄南よりも鉄北のほうが非常に地盤が悪い状況。こういう中で道路舗装を進めてまいった我がまちなのですけれども、例えて言えば竹浦の2番通りです。せっかくきれいになったな、よくなったな、あれだけひどい凹凸があったところが非常によくなったと思ったら、今はまた悪くなっているのです。こういっ

たせっかく多額の投資をして舗装したものがさらに何年か後に悪くなるという、その状況は非常に効率の悪いやり方だなど。また多額の投資をしなければいけない。何かの原因があるのか、原因をつかんで対策を講じるべきではないのかというのが私のこの部分で伺っておきたいところです。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 今竹浦2番通りのご質問がありました。

現在進めている竹浦2番通りにつきましては、松崎商事、飛生の交差点から整備を進めて敷生川のほうへ向かって今整備を進めておりますので、その区間につきましては多分その区間ではなく駅裏ですよね。駅裏についての整備部分というところは、あそこは地盤の悪い部分という点と、道路内には上下水の部分ですとか道路排水ですとか、あとはJRと道路の間に今柵渠が設置されております。そういった地盤の原因も含めての傷みなのかという部分も、そういった道路の調査的な部分というのは実際には行っておりませんが、現在想定されるのはあの道路横の水路がかなり老朽化して倒れているというか、崩れているような状況の部分もございます。それで、まずはその道路を直すという部分については、通常の取りあえず維持補修の中で高さを保ちながら、まずは水路のほうを今年度から予算をつけていただきまして、水路をまず直していきたいと考えております。水路を直した区間の中で、例えば水路が悪影響で道路にという部分の考えも我々もちょっと考えている部分がございますし、地域からもそういった声をいただいている状況があります。そういった部分をまずは水路に手をつけて検証しながら、直したところ道路が一冬越してどうなのかという部分も行っていきながら道路の整備という部分は考えていきたいと思っておりますし、もちろん今持っている計画の中にも優先順位等、お待ちいただいているそういった道路の順番もございますが、そういった部分については今後どこまでの抜本的な改修が必要なのかという路線であるというのを押さえていることは事実であります。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、及川です。ここはこの程度にしたいと思っております。

最後に、この部分での町長のお考えと、ちょっと提言をさせてもらいたいと思っております。町内の幹線といいますか、支線、枝線ではなくて幹線と言われる部分、本線というかな。非常によくなってきているのです。例えば白老小学校からのあいさつ通りというのですか、この通りが非常によくなりました。子供たちも歩く、そういう非常に安全面の上でも重要な幹線道路だったのですけれども、きちんと整備されたということで、ありがたいなど、この部分では評価したいと思います。そして、もう一方では、様々な計画を立てて舗装整備をしていると、この状況は分かりました。ただ、なかなか営々と進まない部分というのは、次から次にいろんな箇所が傷む、こういう状況の中での補修であり簡易舗装でありと、いろいろあろうかと思っておりますけれども、年間のきちんとしたもう少し予算づけをしてあげる対策も一方では取ってあげなければいけないのかなと私は感じているのです。それと、先ほども申し上げましたけれども、番線おっちは私の間違いで申し訳なかったのですが、JRの沿線なのです。あそこなのですけれど

も、原因を追及して対策を立ててやらないと、結果的にはまた同じところをやらなければいけない。10年後、十何年後にまたやらなければいけないとかという無駄な、無駄とは言いませんけれども、重複してまたそういう費用をかけることによってほかの部分が遅れてくるとかいう部分があるかと思しますので、ぜひこの辺りの予算づけも含めて進めていただきたい、このように思うのですけれども、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 町道のインフラ整備について議論させていただきました。議員の言われた部分につきましては、道路整備等については計画に基づいて進めているという部分もあるのですけれども、事業自体がかなり高額になるという部分も含めて、なかなかできない部分というのはあります。そういった部分については、できる限り補修だとか、一時的なことにはなってしまいますけれども、安全対策を取りながら補修していきたいと考えています。抜本的な対策ということになれば、改修したりとか、そういうことになってくると思いますので、そういった部分で予算づけという部分が出てきますので、可能な限り予算をつけて早く、どこまで早くできるかという問題はありますけれども、できるように努めていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、及川です。2項目めです。

2、災害に強いまちづくりについて。

- (1)、コロナ禍におけるしらおい防災マスター会の活動について。
- (2)、水路老朽化や水草除去など萩野緑泉郷の十二間川の治水対策について。
- (3)、近年の台風や低気圧などによる豪雨対策について。
- (4)、防潮堤整備や避難行動など高波越波の災害対策について。
- (5)、避難訓練や地震災害に関する周知などの地震対策について。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 災害に強いまちづくりについてのご質問であります。

1項目めのコロナ禍におけるしらおい防災マスター会の活動についてであります。同会については平成26年6月の発足以来、防災に関する啓蒙、普及活動に尽力されており本年8月末現在で会員・準会員を合わせて69名が登録されております。活動実績として、令和元年度で32回の講座等を開催しており、同会の精力的な活動は町内外から高い評価を受けております。今年度においては、コロナ禍にありながらも自宅勉強会の実施や、社会福祉協議会とタイアップしたオンラインによる町民防災講座の実施など工夫を凝らした活動を展開しております。町としても活動経費の支援や、啓発資材の提供のほか、防災訓練や災害時の協力などにおいても積極的に連携を図っていく考えであります。

2項目めの水路老朽化や水草除去など萩野緑泉郷の12間川の治水対策についてであります。排水路施設は設置から20年以上が経過し、施設の老朽化が著しい状況にあることから、平成29年度より施設の改修を進めているところであります。また、排水機能を十分確保することを目的

に、水路内に堆積した水草及び土砂の撤去を計画的に実施し、排水機能維持に努めるとともに、今後も引き続き萩野緑泉郷地区の治水対策に取り組んでまいります。

3項目めの近年の台風や低気圧などによる豪雨対策についてであります。全国的に局地的な豪雨災害による河川の氾濫や土砂災害が頻発しており、本町においても災害に対する備えとして、気象情報システムや河川水位データなどによりリアルタイムで情報収集を行う体制を整えております。また、白老建設業協同組合への業務委託により、豪雨対策として土のうの備蓄や排水ポンプの設置準備など浸水対策を強化しております。

4項目めの防潮堤整備や避難行動など高波越波の災害対策についてであります。大規模津波を想定した避難行動については、総合防災訓練で毎年実施しているほか、全戸配布している防災マップにより一時避難場所の周知を図っているところであります。また、防潮堤整備の計画はありませんが、高波・高潮対策として白老地区の人工リーフ整備や竹浦・虎杖浜地区の離岸堤整備など、減災に向けたハード整備が進められております。

5項目めの避難訓練や地震災害に関する周知などの地震対策についてであります。総合防災訓練では町民の身体・生命を守ることを重点に、早急な情報伝達や初動体制の在り方を想定して行っております。また、災害発生時には防災行政無線による周知をはじめ、防災メールの配信、Jアラート（全国瞬時警報システム）からの各種メディアを活用した避難情報の発信、町広報車等の活用など、多様な手段、媒体を活用した周知に努めております。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、及川です。1点目のしらおい防災マスター会についてであります。昨年9月の防災訓練、まちの訓練でした。このときは、しらおい防災マスター会の方々のご協力をえながら訓練が行われた一日でした。非常に分かりやすく、よかったなど。町だけでなく、民間の力を借りるとなると、様々な細かい点といたしますか、見て理解できる。わざわざ説明をたくさん受けなくてもできるような状況をつくっていただいた。大がかりなまち主催の防災訓練もずっと私も参加してきているのですけれども、そういう意味では、何となく小ぢんまりはしているのだけれども、参加しやすいというか、そういう非常にいい傾向にあるなど、私はこの部分については高く評価をしておるのです。今のニーズ等も含めて、あまり昨年と比較しても増えてはいないのですけれども、これは北海道が認定する制度ですよね。私は前のときにも申し上げたのだけれども、白老町の認定制度というのはどうかということを上申したこともあるのですけれども、そういう意味においてはこの方々というのは個人が認定を受けて、やる気といたしますか、防災に関して私たちは一生懸命頑張るといふ、その状況が見えてくるのです。

室長にお聞きしたいのは、今回こういうものが私のところのポストに入っていました。白老町の災害史に学ぶという、これは内容を見たら、かなり古い、とんでもなく古い時代からの我がまちで起きた災害の記録です。見させていただいて、いろんなことがあったな、そういう思いにさせられました。そういう意味では、こういうものをマスター会が作るということ自体がすごいなと思いがらいたのですけれども、この部分について知っておりますか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） ただいまのご質問でございます。

ただいま及川議員がご提示いただきました資料も、当危機管理室のほうにも1部頂いてはおります。皆さんマスター会の方につきましては、北海道防災マスターの一定の講座を受講されて認定を受けている方ということで、非常に識見も高く、かつ、会員の方の個人差はあると思いますけれども、勉強熱心に過去の災害の状況を調べたりといったようなところにおいては、我々もそういった資料も逆に活用させていただきながら業務に当たっているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、及川です。昨年の資料も見させていただいたのですが、随分小まめに、幼稚園、小学校、中学校、学校も含めて、それから単位町内会の自主防災組織、多分そういうところからの要請だと思っておりますけれども、講習会や勉強会みたいな、そういういろいろとずっと開かれているのです。令和2年度はどうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 今年度のマスター会の活動状況ということでございます。

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、いろんなサークルですとか団体、あるいは自主防災組織を対象に防災に関する講座、研修会を精力的に実施していただいております。昨年度は32回の実績があるという中において、今年度についてはコロナ禍において、多くの受講者を招集して、その中で受講するというのはなかなか難しいというところもあって、今年については、例えば会員同士の勉強会、自宅での勉強会をメインに行っているということでございます。定期的にマスター会のほうからも、今年度の活動実績ということでいただいている中では、今年について十数回、自宅勉強会も含めて十数回の今のところは活動実績になっているところでございます。今後コロナが終息した暁には、この回数も増えていくのかなとは捉えてございます。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、及川です。非常に頑張っておられる。あまり頑張り過ぎて、長続きしてほしいというのが私はあるものですから、ただこういう小まめに活動して行って、町民一人一人の皆さんが一人でもそういう意識。私は、防災訓練というのは、訓練といいますか、意識づけだと思っております。何か起きたときに、災害が起きたときに、あのときこうすればいいと言っていたなとか、いろいろあると思っております。そういう備えるという意味での意識づけが今のまちが進めている防災訓練であって、そしてさらにしらおい防災マスター会が小まめに進めている勉強会なり、そういった訓練だと思っております。だから、そういうことをこれからも続けていくということが防災、減災、そういう意味においては非常に有効な、いろいろ自主防災組織とかはあるのですけれども、昨日の一般質問にあったように、高齢化で、いろいろと問

題がある。そういう課題がある中で、のしらい防災マスター会の活動、ぜひこれからもまちと連携を深めて、しっかりと町民への意識づけ含めて頑張ってもらいたいなと思っています。室長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） 及川議員からご質問があったとおり、まさしくマスター会の活動というのは、多くの参加者を対象に研修を行うわけですが、その参加した一人一人に啓蒙活動が周知されていき、これがまち全体に広がるのが一番望ましい姿かなと思っています。昨日の答弁にもありましたとおり、これが例えば自主防災組織、町内会単位でこういった講座が催されればなお有効な講座になるのかなと思いますし、いざ災害が起きたときに町内会単位で動く、自主防災組織単位で動くといったようなところにもつながっていくのかなと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

[11番 及川 保君登壇]

○11番（及川 保君） それでは、2点目に入ります。11番、及川です。緑泉郷の12間川なのですけれども、この治水対策、数年前からまちが、町長がしっかりと進めていただいているということは本当に評価をしたいなと思います。この緑泉郷の方々というのは、大雨によって地域全体が冠水して、ボートで避難するとか、いろいろ大変なご苦労をされている地域ですよ。二度と同じ思いをしたくないという方も、この間話を聞いて思いました。そういうことも含めて、町長は1答目の答弁で今後も続けていくと、こういうことでしたので、ぜひこれからもこの対策を続けて行ってほしいと思います。

3点目に入ります。豪雨対策についてであります。最近の豪雨というのは、とてつもないですよ。昔のような想定される以上のものは、自然災害ですから来るのですけれども、それが頻繁に起きるといふ、この状況は非常に私は危惧しているのです。もともと白老町地域は雨が多くて、白老町宇森野という地域というのは全国的にも必ずNHKのニュースでも出ているくらい有名な、雨で有名な白老町なのですけれども、それが最近影を潜めているのです。逆に九州とか西日本を中心にした大きな豪雨、台風ばかりではなくて、低気圧による豪雨だとか、そういうものが非常に多くなっています。そういう中で、いつ起きるか分からない対策にお金を使うとか、大変な部分はあると思うのですけれども、私たちは常にその部分を頭に入れてしなければいけないと思うのです。そうすると、今の昔と違う、何年か前と違う状況が、私も先般室長と話をしている、今は情報化時代ですぐ入ってくるのだと、何時間後に白老町を通ると、低気圧なり大雨が降るといふ、その情報が入るのだと、こういう話になると、その対策を打てますよね。時間が早めに出るわけですから。そういう対策、要するに町民に対する、住民に対する伝達方法。私がおのときに気づいたのは、防災行政無線が、これ何か所でしたか、40か所か50か所ありますよね。これを活用しない手はない。こういう事例があるのかどうか、今までの事例があったかどうか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤危機管理室長。

○総務課危機管理室長（藤澤文一君） ただいま防災行政無線のご質問がございました。

町内の行政無線の設置状況でございますが、平成20年度に整備を行いまして、現在町内49か所設置されてございます。そのほか、防災行政無線で音声が届かないエリア、これについては戸別受信機を設置している箇所もございまして、これが町内で現在169か所ございます。それで、実際に防災行政無線につきましては、日頃白老町からお知らせする、今でいけば食中毒警報の注意喚起ですとか、そういったお知らせにも使用させていただいておりますが、例えば災害が起こったとき、あるいはどこで避難所を開設しますといったような場合においては、この防災行政無線を使うといったような実績もございます。ただ、先ほどお話しされたとおり、雨でいうと雨雲レーダーですとか、最近多いのは大雨による河川の氾濫、これについては、今町内の5つの道河川に6か所の水位計がついてございます。これで川の水位情報をパソコンですとかスマートフォンからリアルタイムに確認できまして、10分単位でこの水位が分かると。その中で、警戒レベルですとかが確認できますので、それは事前に我々もリアルタイムで情報収集しながら、避難が必要な場合は促していくと。ただ、防災行政無線だけですと、雨の音で音声が聞き消されるといったようなこともありますので、先ほどの町長の答弁にあったとおり、防災メールの配信ですとか、あるいは土砂災害が起こりそうな場所、これについては町の広報車がその場所に行ってピンポイントで広報するといったようなことも有効な手段かなと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 11番、及川保議員。

〔11番 及川 保君登壇〕

○11番（及川 保君） 11番、及川です。非常に便利な時代になって、少しでも、一人でも町民から犠牲者を出さないと、こういう思いで町長も様々頑張っているとは思うのですけれども、最後に、高波越波とかいろいろあるのですけれども、町長に、先般9月6日に胆振東部地震、これが2年をちょうど経過したのです。多くの犠牲、亡くなった方もおられました。そして、私たちが前代未聞といいますか、ブラックアウトという、約1日間くらいでしたのですが、そういう苦い経験もしました。地震だけは予知できないといいますか、できないのですけれども、ただ日頃の備えと心構え、これはしっかりと町民に根づかせていただいて、防災、減災につなげていただきたいと思います。日頃の防災マスター会の皆さんの活動もあります。いろんな情報、最近情報はより早く受けれる状況、そして例えば河川の水位の状況も今室長のほうから話がありましたけれども、リアルタイムで見れるのだという白老川、それから敷生川、いろいろ2級河川があるのですけれども、そういう状況の中でぜひ災害に強いまちを目指して頑張りたいものだと思ひまして、最後の質問にさせていただきます。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 災害対策、町民に対する町の災害対策のご質問だと思います。

近年本当に予測ができない災害が、それこそ豪雨であったり、台風であったり、高波であったり、火山も含めてなののですけれども、いろんな災害が各地で本当にいつ、どこで起こってもおかしくないような状況であると思っております。先ほど室長もお話ししたとおり、年々防災に対する仕組み、システムが便利というか、スマートフォンの時代になってきて、いろいろ情報が早く来るといふ仕組みに国も北海道もなっているというふうに思っております。先ほど一番

大事なものは、及川議員おっしゃっていた意識づけです。啓蒙活動を私たちは町民に対して行っていかなければならないと考えておりますので、今年はコロナ禍の中で防災訓練はできないのですが、広報を通じたり、特に防災の意識を消さないように、この灯を消さないようにしていくのが大事だなと思っております。

先ほど9月6日で丸2年がたった東胆振の大きな地震なのですが、期成会が一緒の3町の町長とも頻繁には会っているのですが、いまだに仮設住宅からまだ出れない方や被災を受けて心に傷を負った方とか、まちづくりに対して大変だというお話をたくさん聞いております。それは、白老町というか、私にとってはそれを教訓にして、防災のときにどう役立てて、町民にそのような災害のときにはどういう行動をすればいいかというのは行政のほうからまた発信していきたいなと思っておりますので、これは油断することなく、毎年防災訓練も続けていきたいと思っておりますし、啓蒙活動も続けていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） それでは、みらい、11番、及川保議員の一般質問を終わります。
暫時休憩いたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時52分

再開 午後 4時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎報告第5号 令和元年度白老町財政の健全化判断比率について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、報告第5号 令和元年度白老町財政の健全化判断比率についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案書の報5—1をお開きください。報告第5号でございます。令和元年度白老町財政の健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和元年度白老町財政の健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

実質赤字比率、発生してございません。連結実質赤字比率につきましても発生してございません。実質公債費比率14.0%。将来負担比率52.8%でございます。

令和2年9月4日提出。白老町長。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第5号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第6号 令和元年度白老町公営企業の資金不足比率について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、報告第6号 令和元年度白老町公営企業の資金不足比率についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報6—1ページでございます。報告第6号 令和元年度白老町公営企業の資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和元年度白老町公営企業の資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、公共下水道事業特別会計、港湾機能施設整備事業特別会計、いずれも資金不足比率は発生してございません。

令和2年9月4日提出。白老町長。

よろしく願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第6号は、これをもって報告済みといたします。

◎認定第1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について

認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について

報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について

報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について

報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について

○議長（松田謙吾君） 日程第5、認定第1号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について、認定第3号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について、報告第2号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について、報告第3号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について、報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病

院事業会計決算に関する附属書類の提出について、以上 6 件を一括議題に供します。

それぞれ提案理由の説明を求めます。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは、認 1—1 をお開きください。認定第 1 号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第 3 項の規定により、次のとおり令和元年度白老町各会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出。白老町長。

- 1、令和元年度白老町一般会計歳入歳出決算。
- 2、令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 3、令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。
- 4、令和元年度白老町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。
- 5、令和元年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計歳入歳出決算。
- 6、令和元年度白老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算。
- 7、令和元年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算。
- 8、令和元年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算。

続きまして、認 2—1 をお開きください。認定第 2 号 令和元年度白老町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、令和元年度白老町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出。白老町長。

続きまして、認 3—1 をお開きください。認定第 3 号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算認定について。

地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 2 年 9 月 4 日提出。白老町長。

続きまして、報 2—1 をお開きください。報告第 2 号 令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類の提出について。

地方自治法第233条第 5 項及び第241条第 5 項並びに同法施行令第166条第 2 項の規定により、令和元年度白老町各会計歳入歳出決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

令和 2 年 9 月 4 日提出。白老町長。

- 1、歳入歳出決算事項別明細書。
- 2、実質収支に関する調書。
- 3、財産に関する調書。
- 4、主要施策等成果説明書。

続きまして、報 3—1 をお開きください。報告第 3 号 令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、令和元年度白老町水道事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

令和2年9月4日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、収益費用明細書。
- 3、資本的収入支出明細書。
- 4、固定資産明細書。
- 5、企業債明細書。

続きまして、報4―1をお開きください。報告第4号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類の提出について。

地方公営企業法第30条第6項並びに同法施行令第23条の規定により、令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計決算に関する附属書類を次のとおり提出する。

令和2年9月4日提出。白老町長。

- 1、事業報告書。
- 2、キャッシュ・フロー計算書。
- 3、収益費用明細書。
- 4、資本的収入・支出明細書。
- 5、固定資産明細書。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） ただいまそれぞれの提案理由の説明が終わりましたが、これら決算認定3件と報告3件についての審査を本会議において行うことは困難であると思われま

す。そこで、お諮りいたします。本件については、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査といたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号から第3号まで及び報告第2号から第4号まで、以上6件を一括して、議長及び監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、本定例会休会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条の規定により、特別委員会では委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時10分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） この際議長から諸般の報告をいたします。

休憩中に特別委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に届いておりますので、報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、吉谷一孝議員、副委員長、佐藤雄大議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

付託案件の審査方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この後決算審査特別委員会が開催される予定になっております。本会議は、決算審査特別委員会の審査のため、明日12日から17日までの6日間は休会となっております。

ここであらかじめ通知いたします。9月会議は、この後9月18日午前10時から引き続いて本会議を再開いたしますので、各議員には出席方よろしく願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 4時13分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 吉 谷 一 孝